

第1章 災害予防計画

第1節 地震・津波に関する調査研究及び観測計画

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、さまざまな分野からの調査研究や観測を実施することが必要となる。

1 主な実施機関

| | |
|------|-------------------------------|
| 酒田市 | 危機管理課 |
| 関係機関 | 庄内総合支庁 山形地方気象台 国土交通省酒田河川国道事務所 |

2 地震に関する調査研究

(1) 調査研究体制の整備

地震災害による被害の軽減を図るため、地震に関する情報の収集・分析、調査研究体制の整備を図る。

(2) 地震に関する資料の収集及び分析

市は、国、県が行う地質の調査、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内の地震に関する資料を収集・分析し、その活用に努める。

(3) 調査研究項目

調査研究は、おおむね次の事項について実施する。

- ① 本市における地震災害の想定（活断層、液化化）
- ② 公共施設等の耐震・耐火性の把握
- ③ 国・県・気象庁等の地震災害関連の調査研究結果の収集・分析

3 県内における関係機関の地震・津波観測体制

(1) 気象庁

気象庁は、地震発生時の震源及び規模の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と襲来地域の予想及び地震に関する調査研究のため、県内6箇所に地震計、14箇所に計測震度計を設置して観測を行っており、防災関係機関に大津波警報・津波警報・津波注意報や地震・津波情報及び津波予報を伝達するとともに、報道機関を通して広く住民に情報を提供している。また、大きな津波を観測するため、酒田港に巨大津波観測計を設置している。

さらに、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、報道機関や通信事業者等の協力によりテレビ、ラジオ、携帯電話等を通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

(2) 文部科学省

文部科学省は、地震観測の充実・強化を図るため、県内17箇所に強震計を設置し、国立研究開発法人防災科学技術研究所でデータを集約・解析して公表している。

更に、地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）が求めている内陸地震の震源決定精度の向上、内陸深部におけるプレート境界型地震の発生メカニズム解明及び内陸

地震における最大規模の推定に資するため、平成7年度から、国立研究開発法人防災科学技術研究所が全国15～20km間隔で高感度地震観測網を整備し、本県においては15箇所の整備がなされた。

(3) 国土交通省東北地方整備局

国土交通省東北地方整備局は、港湾構造物の耐震設計に資するため、酒田港に強震計を設置し、計測している。計測データは、国立研究開発法人港湾空港技術研究所で解析している。

また、山形県沖にGPS波浪計を設置し、波浪や潮位等の海面変動を観測している。

(4) 県

県は、阪神・淡路大震災を契機に、地震発生時に防災関係機関が迅速に対応できるよう、県内全市町村（41箇所）に計測震度計を設置し、県庁内に設置した送受信装置や消防庁の交信装置とネットワーク化したシステムを平成9年4月から稼働、平成23年3月にはシステムの再整備を行った。

また、本システムの情報を気象庁が発表する震度情報に含めて発表している。

第2節 地震・津波観測体制の整備計画

地震発生時の迅速な初動態勢のため、地震観測体制の整備を図る。

本市付近における地震等の観測施設は、次表のとおり。

| 区分 | 観測所名 | 設置場所 | 電話 | 設置者 |
|------|-------------------|--|---------------|-------------------------|
| 震 度 | 酒田市 亀ヶ崎 | 酒田市亀ヶ崎一丁目4-14 | (023)622-0632 | 気象庁 |
| | 酒田市飛島 | 酒田市飛島字中村乙32-4 | 〃 | 〃 |
| | 遊佐町遊佐 | 飽海郡遊佐町遊佐字鶴田52-2 (遊佐町生涯学習センター) | 〃 | 〃 |
| | 遊佐町 小田原 | 飽海郡遊佐町小原田字北川原18-1 (サン・スポーツランド遊佐) | 〃 | 〃 |
| | 飛島※ | 酒田市飛島字法木 法木港 | (022)225-1950 | 東北大学 |
| | 酒田市本町 | 酒田市本町二丁目2-45 | (26)5701 | 山形県 |
| | 酒田市 観音寺 | 酒田市観音寺字寺ノ下41 | (64)3111 | 〃 |
| | 酒田市山田 | 酒田市字山田28 | (62)2611 | 〃 |
| | 酒田市飛島 | 酒田市飛島字契約場30 | (52)3111 | 〃 |
| | 酒田市 宮野浦 | 酒田市宮野浦三丁目78-1 | | 防災科学技術研究所 防災研究情報センター |
| 津 波 | 酒 田 | 酒田市宮野浦字家岸 | (33)6311 | 国土交通省 |
| | 山形酒田沖 (GPS波浪計) | 酒田沖約19km、水深約104m | (33)6311 | 〃 |
| | 酒 田 (巨大津波観測計) | 酒田市宮野浦字家岸 | (023)622-0632 | 気象庁 |
| | 飛島※ | 酒田市飛島字法木 法木港 | (022)225-1950 | 東北大学 |
| 地殻変動 | 酒 田 | 酒田市生石字大森山地内 | (022)225-1950 | 東北大学 |
| | 飛 島 | 酒田市飛島字中村甲283-1 | | 国土地理院 |
| | 酒 田 (GPS観測) | 酒田市緑ヶ丘二丁目地内 | | 〃 |
| | 飛 島 (GPS観測) | 酒田市飛島字勝浦地内 | | 〃 |
| | 飛 島 (一等水準点) | 酒田市飛島字勝浦甲88-2、字中村 甲283-1、字法木甲80、字法木乙280 | | 〃 |

※ 気象庁の地震情報、津波情報での発表はしていない。

第3節 防災教育計画

1 計画の方針

(第2編風水害対策編第1章第2節「1 計画の方針」に同じ)

2 主な実施機関

(第2編風水害対策編第1章第2節「2 主な実施機関」に同じ)

3 防災教育・防災訓練

(第2編風水害対策編第1章第2節「3 防災教育・防災訓練」に同じ)

4 一般住民に対する防災知識の普及

大規模な地震が発生した場合、すべての応急対策について行政が対応することは極めて困難であり、住民自らの「自分の身は自分で守る」という自主防災意識と行動が重要となることから、防災訓練や啓発活動等を通し、一般住民に防災知識の普及を図る。

(1) 啓発内容

ア 地震災害に備えた普段の心得、地震発生時の心得

(ア) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ロ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄（ローリングストック法の活用）

(ハ) 自動車へのこまめな満タン給油

(ニ) 家族の実情に応じた食料等の備蓄と服用している医薬品の情報等の把握

(ホ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

(ヘ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）

(ト) 地震保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え

(チ) 地域の災害史や危険情報の把握

イ 地震発生後の行動についての啓発

(ア) 緊急地震速報発表時の行動

(イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動をとるべきタイミングを逸することがない適切な行動

(ロ) 自らの身を守る安全確保行動

(ハ) 津波発生時の行動

(ニ) 自動車運転時の行動

(ホ) 地震発生時の危険箇所を踏まえた行動

(ヘ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路

(ト) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

- (ケ) 応急救護の方法
- (コ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (ク) 要配慮者への配慮
- (ク) ライフライン途絶時の対策
- (ス) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (セ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者のも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (ソ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真撮影する等）

(2) 啓発方法

市は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布を行い、防災ビデオの貸し出し、ホームページなどの活用を促進するとともに、住民を対象とした講座等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

5 事業所に対する防災知識の普及

大規模な地震が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、市は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

ア 地震発生前の備えについての啓発事項

- (ア) 施設の耐震診断や備品・機器・ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法の活用）
- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 地域の災害史や危険情報の把握
- (カ) 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (キ) 様々な条件下（施設内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (ク) 地域住民との協力体制の構築

イ 地震発生後の行動についての啓発

- (ア) 緊急地震速報発表時の行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動をとるべきタイミングを逸することがない適切な行動
- (ウ) 自らの身を守る安全確保行動
- (エ) 津波発生時の行動
- (オ) 自動車運転時の行動

- (カ) 地震発生時の危険箇所を踏まえた行動
 - (キ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
 - (ク) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - (ケ) 応急救護の方法
 - (コ) 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
 - (サ) 要配慮者への配慮
 - (シ) ライフライン途絶時の対策
 - (ス) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
 - (セ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者のも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - (ソ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真撮影する等）
- (2) 啓発方法

市は、広報誌、パンフレット等の配布や防災ビデオの貸し出し及びラジオ、コミュニティFM放送、テレビ、新聞、ホームページ等を活用して効果的に防災知識の啓発活動を行う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、必要に応じて指定緊急避難場所（津波避難ビル等）の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

6 学校教育における防災教育

（第2編風水害対策編第1章第2節「6 学校教育における防災教育」に同じ）

7 要配慮者に対する防災知識の普及

（第2編風水害対策編第1章第2節「7 要配慮者に対する防災知識の普及」に同じ）

第4節 防災訓練計画

地震・津波による被害の防止又は軽減を図るため、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行うべき防災訓練の実施並びに推進を図るため必要な対策について計画する。

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第1章第3節「1 主な実施機関」に同じ)

2 総合防災訓練

(第2編風水害対策編第1章第3節「2 総合防災訓練」に同じ)

3 消防訓練

(第2編風水害対策編第1章第3節「4 消防訓練」に同じ)

4 通信訓練

(第2編風水害対策編第1章第3節「5 通信訓練」に同じ)

5 火災避難訓練

(第2編風水害対策編第1章第3節「6 火災避難訓練」に同じ)

6 ライフライン施設応急復旧訓練

(第2編風水害対策編第1章第3節「7 ライフライン施設応急復旧訓練」に同じ)

7 津波防災訓練

市は、防災関係機関及び地域住民の参加、協力を得て津波防災訓練を実施する。

8 学校の津波防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定により、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

日常の教育の中で、地震・津波に対する危険性、過去の津波被害の状況、過去の津波から学んだ教訓、津波に対する避難方法を教えるとともに、個人避難ができるよう以下の点に留意して年1回以上定期的に津波防災訓練を行う。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) 野外活動時の津波避難対策として、引率者に津波に対する心構えを周知する。
- (5) できる限り地域との連携に努めること。

9 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等不特定多数の者が利

用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数所在していることから、施設の管理者は、市及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもと、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

10 実践的な訓練の実施と事後評価

(第2編風水害対策編第1章第3節「11 実践的な訓練の実施と事後評価」に同じ)

第5節 自主防災組織育成計画

1 計画の方針

(第2編風水害対策編第1章第4節「1 計画の方針」に同じ)

2 主な実施機関

(第2編風水害対策編第1章第4節「2 主な実施機関」に同じ)

3 地域住民等の自主防災組織

(第2編風水害対策編第1章第4節「3 地域住民等の自主防災組織」に同じ)

4 事業所等の自衛消防組織等

(第2編風水害対策編第1章第4節「4 事業所等の自衛消防組織等」に同じ)

5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(第2編風水害対策編第1章第4節「5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」に同じ)

6 コミュニティ（防災）センター及び防災資機材庫の整備

(第2編風水害対策編第1章第4節「6 コミュニティ（防災）センター及び防災資機材庫の整備」に同じ)

第6節 災害ボランティアの受入計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第1章第5節「1 主な実施機関」に同じ)

2 地域コミュニティづくり

(第2編風水害対策編第1章第5節「2 地域コミュニティづくり」に同じ)

3 災害救援ボランティア活動推進のための事前体制整備

(第2編風水害対策編第1章第5節「3 災害救援ボランティア活動推進のための事前体制整備」に同じ)

4 一般ボランティア

(第2編風水害対策編第1章第5節「4 一般ボランティア」に同じ)

5 専門ボランティア

(第2編風水害対策編第1章第5節「5 専門ボランティア」に同じ)

第7節 避難計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第1章第6節「1 主な実施機関」に同じ)

2 避難所等の指定及び避難路の安全確保

(第2編風水害対策編第1章第6節「2 避難所等の指定及び避難路の安全確保」に同じ)

3 避難所等・避難路の事前周知

(第2編風水害対策編第1章第6節「3 避難所等・避難路の事前周知」に同じ)

4 避難所等の整備・避難路の整備

(第2編風水害対策編第1章第6節「4 避難所等の整備・避難路の整備」に同じ)

5 避難行動時要支援者の避難支援計画

(第2編風水害対策編第1章第6節「5 避難行動時要支援者の避難支援計画」に同じ)

6 避難誘導體制の整備

(第2編風水害対策編第1章第6節「6 避難誘導體制の整備」に同じ)

7 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(第2編風水害対策編第1章第6節「7 防災上特に注意を要する施設の避難計画」に同じ)

8 福祉避難所の指定

(第2編風水害対策編第1章第6節「8 福祉避難所の指定」に同じ)

9 災害種別に応じた避難体制の整備

(第2編風水害対策編第1章第6節「9 災害種別に応じた避難体制の整備」に同じ)

第8節 救助・救急計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第1章第7節「1 主な実施機関」に同じ)

2 消防団の対策

(第2編風水害対策編第1章第7節「2 消防団の対策」に同じ)

3 酒田地区広域行政組合消防本部の対策

(第2編風水害対策編第1章第7節「3 酒田地区広域行政組合消防本部の対策」に同じ)

4 自主防災組織の対策

(第2編風水害対策編第1章第7節「4 自主防災組織の対策」に同じ)

5 住民等に対する防災意識の啓発

(第2編風水害対策編第1章第7節「5 住民等に対する防災意識の啓発」に同じ)

6 情報収集体制の整備

(第2編風水害対策編第1章第7節「6 情報収集体制の整備」に同じ)

7 酒田地区医師会十全堂及び酒田地区歯科医師会の対策

(第2編風水害対策編第1章第7節「7 酒田地区医師会十全堂及び酒田地区歯科医師会の対策」に同じ)

8 日赤山形県支部酒田地区の体制

(第2編風水害対策編第1章第7節「8 日赤山形県支部酒田地区の体制」に同じ)

9 消防防災ヘリコプターの運用方法の確立

(第2編風水害対策編第1章第7節「9 消防防災ヘリコプターの運用方法の確立」に同じ)

第9節 火災予防計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第1章第8節「1 主な実施機関」に同じ)

2 出火防止

(第2編風水害対策編第1章第8節「2 出火防止」に同じ)

3 消防用設備の点検整備

(第2編風水害対策編第1章第8節「3 消防用設備の点検整備」に同じ)

4 初期消火体制の強化

(第2編風水害対策編第1章第8節「4 初期消火体制の強化」に同じ)

5 火災の拡大防止体制の強化

(第2編風水害対策編第1章第8節「5 火災の拡大防止体制の強化」に同じ)

第10節 医療救護計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第1章第9節「1 主な実施機関」に同じ)

2 医療救護体制の整備

(第2編風水害対策編第1章第9節「2 医療救護体制の整備」に同じ)

3 災害医療救護対策の充実

(第2編風水害対策編第1章第9節「3 災害医療救護対策の充実」に同じ)

第11節 地震防災施設等整備計画

市は、地震が発生した場合に、消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等、消火活動に支障をきたす事態の発生が予想されることから、地震防災上特に必要な施設及び資機材を整備する。

1 主な実施機関

| | |
|------|-----------------------|
| 酒田市 | 危機管理課 |
| 関係機関 | 酒田地区広域行政組合消防本部 庄内総合支庁 |

2 消防施設の整備

耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の整備指針等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

3 防災資機材等の整備

市及び県は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図るとともに、随時点検を行い保管に万全を期す。また、備蓄体制については各地域に分散した備蓄を行うとともに、市民等による備蓄も含めた総合的な備蓄体制で整備する。

(1) 県が整備する資機材

- ア 防災拠点へ配置する防災資機材
- イ 消防防災ヘリコプター用資機材
- ウ 水防用資機材

(2) 市が整備する資機材

- ア コミュニティ防災拠点へ配置する資機材
- イ 水防用資機材

(3) 自主防災組織等が使用する資機材

市は、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するために必要な助成措置を講じ、住民が緊急時の救助等に使用する資機材の整備強化を図る。

第12節 通信手段の確保計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第1章第10節「1 主な実施機関」に同じ)

2 県防災行政無線

(第2編風水害対策編第1章第10節「2 県防災行政無線」に同じ)

3 市防災行政無線

(第2編風水害対策編第1章第10節「3 市防災行政無線」に同じ)

4 防災関係機関無線

(第2編風水害対策編第1章第10節「4 防災関係機関無線」に同じ)

5 通信の多ルート化

(第2編風水害対策編第1章第10節「5 通信の多ルート化」に同じ)

第13節 地盤災害予防計画

土砂災害及び地震により発生する液状化等の地盤災害を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、災害予防対策を実施する。

1 主な実施機関

| | |
|------|---|
| 酒田市 | 危機管理課 土木課 整備課 建築課 農林水産課 |
| 関係機関 | 酒田地区広域行政組合消防本部 酒田市消防団 庄内総合支庁 庄内森林管理署 |

2 土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 基礎調査の実施

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査を定期的に行い、その結果を市に通知するとともに、公表する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定・周知

県は、基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合には県民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがある土地の区域を「土砂災害警戒区域」、また、建築物に損壊が生じ県民等の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

市は、県とともに関係図書を一般の縦覧に供するほか、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

市は、これらの土砂災害警戒区域等を市地域防災計画に明記するとともに、土砂災害警戒区域等に指定された区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め、地域住民等に周知徹底を図る。

また、市は、土砂災害防止法第8条に基づくハザードマップを作成・配布するとともに、ホームページで公開する。

3 地盤災害予防対策の推進

(1) 危険箇所の法指定等

市は、危険箇所を関係法令に基づく指定箇所に指定し一定の行為を禁止・制限するため、積極的に砂防法等関係法の指定箇所の指定を受けるよう県に要請する。

| 法令名 | 指定箇所名 |
|-----------------------|---------------------|
| 砂防法 | 砂防指定地 |
| 地すべり等防止法 | 地すべり防止区域 |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 急傾斜地崩壊危険区域 |
| 土砂災害防止法 | 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 |
| 森林法 | 保安林 |
| 建築基準法 | 災害危険区域 |

| | |
|----------------|------------------------------------|
| 宅地造成及び特定盛土等規制法 | 宅地等工事規制区域 特定盛土等規制区域 造成宅地防災区域 |
|----------------|------------------------------------|

(2) 地盤沈下の防止

県及び市は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

(3) 災害防止対策工事の推進

国、県及び市は、法指定を受けた危険箇所の災害防止対策工事を積極的に推進する。

(4) 警戒体制の確立

市は、県が実施する危険区域に対する、現状観測、防止施設の管理、パトロールの実施などについて積極的に協力する。

(5) 緊急用資機材の確保

市及び県は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

(6) 情報交換・連絡体制の確立

市は、地震の発生に備え、関係機関や自主防災組織と常に密接な情報交換を行い、相互の連絡系統を確立しておくとともに、建設業協会等民間団体と可能な限り事前協議を行い、情報交換や協力体制について取り決めておく。

4 軟弱地盤等液状化対策等の推進

(1) 地盤の液状化現象等の調査研究

市及び県は、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化災害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

市及び県は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

5 災害防止に配慮した土地利用の推進

(1) 災害防止に配慮した土地利用の指導

市は、確認申請時において、当該建築物等が災害危険区域等にある場合には必要な対策を講じるよう所有者、申請者及び設計者に指導、助言を行う。

宅地開発を行う者は、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に相当でない区域は開発区域に含めない計画とするよう努めるものとする。

(2) 危険箇所に所在する住宅の移転

市及び県は、危険箇所における災害予防及び住宅移転の必要性について普及啓発に努めるとともに、安全な区域への移転を促進する。

第14節 孤立集落対策計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第1章第12節「1 主な実施機関」に同じ)

2 防災資機材等の整備

(第2編風水害対策編第1章第12節「2 防災資機材等の整備」に同じ)

3 孤立予防対策の推進と防災体制の整備

(第2編風水害対策編第1章第12節「3 孤立予防対策の推進と防災体制の整備」に同じ)

第15節 都市防災計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第1章第13節「1 主な実施機関」に同じ)

2 一体的な面的整備事業の推進による防災性の強化

(第2編風水害対策編第1章第13節「2 一体的な面的整備事業の推進による防災性の強化」に同じ)

3 都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり

(第2編風水害対策編第1章第13節「3 都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり」に同じ)

4 防災空間の整備による安全性の確保

(第2編風水害対策編第1章第13節「4 防災空間の整備による安全性の確保」に同じ)

第16節 建築物等災害予防計画

地震による建物被害の未然防止又は被害軽減化を図るため、防災上重要な拠点施設となる公共施設について、「酒田市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断、耐震改修及び建替え等を実施する。

また、一般の住宅・建築物等については、所有者に対して災害予防の重要性についての啓発に努める。

1 主な実施機関

| | |
|------|--|
| 酒田市 | 総務課 危機管理課 まちづくり推進課 土木課 建築課 教育総務課 各施設管理課 |
| 関係機関 | 各施設管理者 |

2 防災上重要な建築物の災害予防

(1) 防災上重要な建築物として位置づける公共建築物

- ア 災害対策本部が設置される施設（市役所）
- イ 医療救護活動に従事する機関の施設（病院など）
- ウ 応急対策活動に従事する機関の施設（総合支所、消防署など）
- エ 指定避難所（学校、体育館、文化施設等）
- オ 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障がい者施設等）

(2) 防災対策

市の施設は、災害時の防災活動、災害支援の拠点であり、多くの市民が利用する重要な施設であることから、防災活動拠点施設、緊急輸送道路に面した施設など復旧活動等に大きな役割を担う施設について積極的に耐震化を促進する。

ア 建築物の耐震診断・改修の推進

施設管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物を中心に、当該建築物の災害時に果たすべき機能や形態の特性に応じ、耐震診断を実施し、必要に応じて改修等の推進に努める。

イ 維持管理の重要性

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

3 一般建築物の災害予防

新耐震基準以前の建築物については、現行の耐震性が満たされていないものが現存しているため、市は、住宅、建築物の所有者等が耐震診断、耐震改修、建替え等を計画的に推進するための環境の整備や必要な支援施策を講じる。

また、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、次の事項について、指導、助言に努める。

- (1) 特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについての耐震診断、改修等
- (2) 新耐震基準以前に建築された特殊建築物の耐震診断

- (3) 建築物の窓ガラスや看板等の落下物による災害防止をするための安全確保
- (4) 地震によるブロック塀等の倒壊を防止するための安全確保
- (5) 家具類等の転倒防止

ア 家具類等は、固定金具、転倒防止金具、テープ等で固定、連結し転倒を防止する。

イ ピアノや電気製品等はキャスタ金具で移動を防止する。

ウ 食器類の収納に留意し、また、ガラス周辺から転倒しやすい物品を除去し、ガラスの飛散を防止する。

- (6) 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

ア 相談体制整備・情報提供の充実

市の相談窓口では、耐震診断、耐震改修についての情報を提供し、技術的な事項は、専門機関の相談窓口を紹介する。

イ パンフレット作成・講習会の開催

(ア) 県と協力し、広く市民に対して、耐震化への意識向上を図るためにパンフレットを作成し、住宅や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識や情報を提供する。

(イ) 県、市等が発行する広報誌やラジオ、テレビ等の媒体を活用し、耐震改修等事業や融資制度の活動等、広く市民に耐震化の啓発を行う。

4 被災建築物応急危険度判定体制の整備

市は、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全確保、注意を喚起するため、被災建築物の応急危険度判定を目的とした体制の整備に努める。

5 空き家対策

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人への被害や隣接する建築物への二次災害のおそれがある。

そのため、災害が予測される空き家等については、市が平常時より状況の確認に努める。

また、市は、災害時に、適切な管理のされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散の恐れのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第17節 輸送体制整備計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第1章第15節「1 主な実施機関」に同じ)

2 緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し

(第2編風水害対策編第1章第15節「2 緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し」に同じ)

3 物資輸送拠点の整備等

(第2編風水害対策編第1章第15節「3 物資輸送拠点の整備等」に同じ)

4 輸送施設の安全性の確保

(第2編風水害対策編第1章第15節「4 輸送施設の安全性の確保」に同じ)

5 臨時ヘリポート選定・整備

(第2編風水害対策編第1章第15節「5 臨時ヘリポート選定・整備」に同じ)

6 緊急輸送用車両等の確保・整備

(第2編風水害対策編第1章第15節「6 緊急輸送用車両等の確保・整備」に同じ)

7 緊急通行車両確保のための事前対策

(第2編風水害対策編第1章第15節「7 緊急通行車両確保のための事前対策」に同じ)

第18節 交通関係施設災害予防計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第1章第16節「1 主な実施機関」に同じ)

2 各施設に共通する災害予防対策

(第2編風水害対策編第1章第16節「2 各施設に共通する災害予防対策」に同じ)

3 道路の災害予防対策

(第2編風水害対策編第1章第16節「3 道路の災害予防対策」に同じ)

4 港湾施設の災害予防対策

(第2編風水害対策編第1章第16節「4 港湾施設の災害予防対策」に同じ)

5 漁港施設の災害予防対策

(第2編風水害対策編第1章第16節「5 漁港施設の災害予防対策」に同じ)

6 鉄道施設の災害予防対策

(第2編風水害対策編第1章第16節「6 鉄道施設の災害予防対策」に同じ)

7 空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策

(第2編風水害対策編第1章第16節「7 空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策」に同じ)

第19節 公共土木施設等災害予防計画

震災時において、道路、河川等の公共土木施設の被害を最小限に留めるため、耐震性の強化など事前の予防措置を講じる。

また、各施設を管理する関係機関や施設占有者は、応急復旧対策活動の円滑な実施を図るため、相互に協力体制・情報・連絡系統を確立するとともに、周囲の状況を含む所管施設等の概況、緊急用資機材の備蓄場所及び災害危険度等を把握する。

1 主な実施機関

| | |
|------|--|
| 酒田市 | 危機管理課 土木課 整備課 農林水産課 |
| 関係機関 | 庄内総合支庁 国土交通省酒田河川国道事務所 庄内森林管理署 土地改良区 |

2 公共土木施設等の災害予防計画

公共土木施設等の管理者は、災害予防対策にあたり、次の事項に十分留意する。

(1) 耐震性の強化

各施設管理者は、建築物、土木構造物、防災関係施設などの耐震性を確保する必要があり、国が示す施設設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。

(2) 情報管理手法の確立

道路、河川等の公共土木施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する情報管理システムの整備を検討する。

(3) 緊急用資機材の備蓄

緊急用資機材については、建設業協会等の民間団体と協力し備蓄に努める。

3 道路及び橋りょう施設

(1) 道路（市道、基幹農道及び主要林道等）の予防対策

ア 道路の耐震点検

幹線市道等の重要な路線を最優先として、国・県道に準じた耐震点検調査を早急に実施し、必要な対策を実施する。

イ 道路の整備

震災時における道路機能の確保のため、所管する道路について、落石等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して道路の整備を推進する。

(ア) 落石等危険箇所調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため「落石等危険箇所調査」を実施する。

(イ) 道路の防災補修工事

(ア)の調査に基づき道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策事項を実施する。

ウ 横断歩道橋の整備

所管する歩道橋が震災時に落下等により交通障害となることを防止するため、耐震

点検調査を実施し、補修等が必要なものについて対策を行う。

エ 道路障害物除去用資機材の把握

事故車両、倒壊物、落下物を排除し、緊急交通路の機能をすぐに確保できるよう、建設業協会等と連携し、道路障害物除去用資機材の配置を常に把握しておくよう努める。

オ 基幹農道の整備

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「土地改良事業設計指針（耐震性設計）」により耐震設計を行い、橋りょうについては落橋防止装置を設ける。

また、土地改良区等が管理している農道については、管理者に地震による被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊、落石等について、防止工の設置を指導する。

カ 主要林道の整備

林道は、中山間地域における地震発生時の緊急避難及び応急対策活動において国道、県道、市道を補完する施設であり、このような路線は重点的に公共改良事業により補強、改良等を実施し、施設の安全性を高める。

(2) 橋りょう（高架を含む）の予防対策

災害時における橋りょう機能の確保のため、所管する橋りょうについて点検調査、対策工事を実施する。特に、緊急輸送道路にかかる橋りょうについては、重点的に対策を講じることとする。

ア 橋りょう耐震点検

国土交通省及び県が定める橋りょう点検要領に基づき、点検調査を実施し、補修等対策の必要性を判定する。

イ 橋りょうの耐震補強の実施

点検に基づき補修が必要であると判定された橋りょうについては、架け替えや補修工事を計画的に実施する。

ウ 耐震橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準（道路橋示方書）」（平成24年2月16日付け、国土交通省都市局長、道路局長通知）に基づき建設する。

設計にあたっては、防災基本計画（中央防災会議平成24年9月）の供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と、発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動を共に考慮の対象として設計する。

4 河川及び河川関連施設等

(1) 河川

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、更にこれらに伴う護岸、橋りょう等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想されるため、河川管理施設等については、国が示す耐震点検要領等に基づき耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮して、必要に応じて耐震補強に努める。

(2) 河川関連施設

樋門・頭首工・揚排水機場については、地震による被害がライフラインに重大な影響

を与えるため、耐震性を考慮して設計、施工されているが、耐震性が十分な施設についても、改修時に河川砂防技術基準等に基づき、その向上を図る。

5 海岸保全施設等

- (1) 市及び県は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を実施するとともに、地震発生後の防ぎよ機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。
- (2) 市、県及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等の活用を図る。
- (3) 市、県及び施設管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理を行う。
 - ア 海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、計画的に点検を実施し、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性の確保に努める。
 - イ 災害危険箇所の計画的な整備に努めるとともに、海岸堤防等の耐震性の向上に努める。

6 急傾斜地崩壊防止施設等

- (1) 急傾斜地崩壊防止施設（擁壁工、アンカー工等）

要対策箇所が多く整備率が低い状態となっているため、再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者関連施設等があり対策を要する箇所の整備促進を国及び県に対し働きかける。
- (2) 砂防施設

老朽化し、現行の設計基準を満たしていない砂防ダムについて、堤体腹付補強、グラウト補強等を国及び県に対し働きかける。
- (3) 治山施設

治山施設に関する「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり」、「なだれ危険地区」のうち、活断層の存在で震災の影響を受けるおそれのある地区・箇所を見直し、特に重要な構造物については、次により強化を図る。
 - ア 通常の治山・地すべり事業による補強・修繕とともに、計画的に構造物を設置し、全体として安全性を高める。
 - イ 公共改良事業等を重点に実施し、重要な構造物の安全性を高める。

第20節 農地・農業用施設災害予防計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第1章第18節「1 主な実施機関」に同じ)

2 各施設に共通する災害予防対策

(第2編風水害対策編第1章第18節「2 各施設に共通する災害予防対策」に同じ)

3 農道施設の災害予防対策

(第2編風水害対策編第1章第18節「3 農道施設の災害予防対策」に同じ)

4 用排水施設の災害予防対策

(第2編風水害対策編第1章第18節「4 用排水施設の災害予防対策」に同じ)

5 ため池施設の災害予防対策

市及び県は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池からハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進する。

第21節 電力施設災害予防計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第1章第19節「1 主な実施機関」に同じ)

2 設備面の災害予防

(第2編風水害対策編第1章第19節「2 設備面の災害予防」に同じ)

3 体制面の災害予防

(第2編風水害対策編第1章第19節「3 体制面の災害予防」に同じ)

4 災害対策用資材等の確保

(第2編風水害対策編第1章第19節「4 災害対策用資材等の確保」に同じ)

5 防災時広報活動

(第2編風水害対策編第1章第19節「5 防災時広報活動」に同じ)

6 応援協力体制

(第2編風水害対策編第1章第19節「6 応援協力体制」に同じ)

第22節 ガス供給施設災害予防計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第1章第20節「1 主な実施機関」に同じ)

2 設備面の災害予防

(第2編風水害対策編第1章第20節「2 設備面の災害予防」に同じ)

3 体制面の災害予防

(第2編風水害対策編第1章第20節「3 体制面の災害予防」に同じ)

4 防災広報活動

(第2編風水害対策編第1章第20節「4 防災広報活動」に同じ)

5 災害対策用資材等の整備

(第2編風水害対策編第1章第20節「5 災害対策用資材等の整備」に同じ)

6 応援協力体制の整備

(第2編風水害対策編第1章第20節「6 応援協力体制の整備」に同じ)

第23節 電気通信施設災害予防計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第1章第21節「1 主な実施機関」に同じ)

2 設備面の災害予防

(第2編風水害対策編第1章第21節「2 設備面の災害予防」に同じ)

3 体制面の整備

(第2編風水害対策編第1章第21節「3 体制面の整備」に同じ)

4 災害対策用資材等の確保

(第2編風水害対策編第1章第21節「4 災害対策用資材等の確保」に同じ)

5 防災広報活動

(第2編風水害対策編第1章第21節「5 防災広報活動」に同じ)

6 広域応援体制の整備

(第2編風水害対策編第1章第21節「6 広域応援体制の整備」に同じ)

第24節 上水道施設等災害予防計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第1章第22節「1 主な実施機関」に同じ)

2 施設面の災害予防

(第2編風水害対策編第1章第22節「2 施設面の災害予防」に同じ)

3 体制面の災害予防

(第2編風水害対策編第1章第22節「3 体制面の災害予防」に同じ)

4 災害時連絡体制の確立

(第2編風水害対策編第1章第22節「4 災害時連絡体制の確立」に同じ)

5 災害対策用資材等の整備

(第2編風水害対策編第1章第22節「5 災害対策用資材等の整備」に同じ)

6 防災広報活動

(第2編風水害対策編第1章第22節「6 防災広報活動」に同じ)

7 生活用水水源の確保

(第2編風水害対策編第1章第22節「7 生活用水水源の確保」に同じ)

第25節 下水道等施設災害予防計画

地震による被害を最小限に防止するため、市は下水道施設の耐震性強化とともに、災害対策資材の確保や関連機関との連絡協議等の応急活動の推進を図る。

1 主な実施機関

| | |
|------|--|
| 酒田市 | 下水道課 |
| 関係機関 | 庄内総合支庁 NTT東日本(株)宮城事業部山形支店 東北電力ネットワーク(株) 酒田天然ガス(株) |

2 重要施設の耐震性の強化

(1) 処理場及びポンプ場

処理施設、ポンプ場の耐震補強を図るとともに、ポンプ回りの配管、構造物との取付管、薬品注入の配管などについても耐震性を強化し、定期的に点検を実施する。

(2) 管きょ施設

管きょは、マンホールとの接続部及び継手部を耐震性の高い性能の材料とし、被害の軽減に努める。

3 安全確保対策

(1) 台帳の整備

下水道台帳（調書、一般図、施設平面図）は、地震発生時における調査、復旧時にすぐ対応できるよう、複数の整備を図る。

(2) 災害対策用資機材等の整備

所管の資材だけでは対応できないことが予想されるため、できる限り資機材の備蓄に努める。

(3) 関係機関との協力体制の整備

関係機関及び関係業者に対して、情報交換や資機材の備蓄について協力体制を整備する。

(4) 維持管理体制の強化

維持管理については、施設の保守点検を計画的に実施し、不良箇所の発見に努める。

(5) 訓練及び広報

ア 訓練 … 職員に対し、防災体制、応急復旧対策等について総合的な訓練を行う。

イ 広報 … 住民に対し、地震発生時には下水道施設の被害の発生が予想されること及び被害対策について広報を行う。

4 二次災害の防止

ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の漏洩、管きょの埋塞、破損等の二次災害が生じないように整備を図る。

第26節 危険物等施設災害予防計画

危険物、高圧ガス、毒物劇物、有害物質、火薬類等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）を取扱う施設の関係者は、自主保安対策を講ずることとし、監督機関（国、県、消防機関）は、施設の関係者と協力しながら災害予防の指導にあたる。

1 主な実施機関

| | |
|------|---|
| 酒田市 | 危機管理課 |
| 関係機関 | 酒田地区広域行政組合消防本部 庄内総合支庁 酒田地区特別防災区域協議会 酒田地区危険物安全協会 危険物等取扱事業所 |

2 各施設に共通する安全対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

3 危険物施設の安全対策

危険物等による災害は初期対応が特に重要なことから、危険物取扱事業所は関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等、災害の未然防止を図る。

(1) 耐震性の強化

危険物取扱事業所は、危険物施設の耐震性に関し、消防法の規定による基準に適合した状態を維持しなければならない。

(2) 指導の強化

ア 監督機関は、危険物施設の位置、構造及び設備が消防法の規定による技術上の基準に適した状態を維持させるため、立入検査を励行するなどの指導を強化する。

イ 監督機関は、危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについて技術上の基準の遵守、予防規程の作成等、安全管理体制の確立を指導するなど危険物取扱者制度に関する適正な運用を図る。

(3) 保安教育

監督機関は、酒田地区危険物安全協会に協力し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物の自主保安体制の確保に関する指導、啓発に努める。

(4) 自衛消防組織の育成

ア 監督機関は、危険物取扱事業所に対し、自衛消防組織等の活動要領を定めるなど、自主的な災害予防体制の確立を図るよう指導し、自衛消防隊の組織化を推進する。

イ 監督機関は、危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に

関する協議を促進し、災害時における具体的な応援措置を盛り込んだ「実施要領」を定めるなど、効率の高い自衛消防力の確立を図るよう指導する。

(5) 防災訓練及び初動体制の強化

監督機関は、危険物取扱事業所に対し、通報及び避難訓練や初期消火訓練等を定期的実施するよう指導するとともに、災害発生時の初動体制の強化を図る。

(6) 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、災害発生時に備え、酒田地区広域行政組合消防本部、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制を確立する。

4 各施設に共通する安全対策

各事業者は、危険物関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域当の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

5 火薬類製造施設等の安全対策

火薬類取扱事業所は、災害発生時において被害の拡大が予想されることから、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに保安教育及び訓練の徹底により事故防止に努める。

(1) 施設構造基準等の遵守

火薬類取扱事業所は、必要に応じ、施設構造について法令で定める技術上の基準に係る事項等を点検・調査し、施設の適切な維持に努める。また、施設の設置地盤の状況を調査し、耐震性を強化するとともに火薬類取締法の遵守に努める。

(2) 保安教育及び防災訓練の実施

火薬類取扱事業所は従業者を各種講習会等に積極的に参加させ、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。また、災害発生時に被害拡大防止措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要に応じ、非常時を想定した防災訓練を行う。

(3) 自主保安体制の確立

火薬類取扱事業所は、保安教育計画に沿って災害防止の観点から適正な管理に努める。

(4) 連絡体制の確立

火薬類関係事業者は、被災した場合に備え、消防、県警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を整備する。

6 高圧ガス製造施設等の安全対策

高圧ガス取扱事業所は関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底により災害の未然防止を図る。

(1) 法令上の基準等の遵守

ア 高圧ガス関係事業者は、高圧ガス保安法等に定める技術上の基準に基づき、施設・設備を適正に維持するよう努める。

イ 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める施設設備等の技術上の基準に基づき、施設・設備等を適正に維持するとともに、一般消費者等における充てん容器の転倒防止措置を徹底する。

(2) 耐震性の強化

ア 高圧ガス取扱事業者は、高圧ガス保安法の耐震基準に基づき適正に維持する。

イ 液化石油ガス販売事業者は、供給設備等について、容器の転倒防止措置を徹底するとともに、耐震基準に適合する安全機器の設置を推進する。

(3) 保安教育

高圧ガス取扱事業者は、高圧ガス保安協会東北支部、(一社)山形県LPガス協会飽海支部、山形県冷凍空調設備工業会(以下「高圧ガス関係協会」という。)等の実施する保安に関する講習会に高圧ガス取扱者等を積極的に参加させ、自主保安体制の確立に努める。

(4) 防災訓練及び初動体制の強化

高圧ガス取扱事業者は、具体的な災害想定のもとに隣接事業所との連携を考慮し、実践的な訓練等を実施するとともに初期消火訓練を定期的実施し、災害発生時の初動体制の強化を図る。

(5) 自主防災活動組織の整備

高圧ガス取扱事業者は、自主防災活動組織の体制整備などを行い、災害発生時に迅速な対応ができるように努める。

(6) 関係機関及び高圧ガス取扱事業所間の連絡体制の確立

ア 高圧ガス取扱事業者は、関係機関及び他の高圧ガス取扱事業所と連絡体制を確立する。

イ 高圧ガス関係協会は、高圧ガス取扱事業者の要請により応援、協力できる体制を整備する。

7 毒物劇物貯蔵施設の安全対策

(第2編風水害対策編第1章第2.4節「4 毒物劇物貯蔵施設の安全対策」に同じ)

8 有害物質取扱施設の安全対策

(第2編風水害対策編第1章第2.4節「5 有害物質取扱施設の安全対策」に同じ)

9 放射線使用施設の安全対策

(第2編風水害対策編第1章第2.4節「7 放射線使用施設の安全対策」に同じ)

第27節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第1章第25節「1 主な実施機関」に同じ)

2 基本的な考え方

(第2編風水害対策編第1章第25節「2 基本的な考え方」に同じ)

3 食料等の確保品目及び方法

(第2編風水害対策編第1章第25節「3 食料等の確保品目及び方法」に同じ)

第28節 文教施設等における災害予防計画

地震発生時において、児童・生徒、教職員、入館者、施設利用者、施設職員等の安全確保並びに施設及び収蔵物の安全に関する迅速な対応を図る。

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第1章第26節「1 主な実施機関」に同じ)

2 学校の災害予防対策

(1) 学校安全計画の策定

学校長は、災害発生に備え、下記の予防対策を盛り込んだ学校安全計画を策定・実施する。

ア 安全教育に関する事項

(ア) 学年別・月別の関連教科等の時間における安全に関する指導事項

(イ) 学年別・月別の指導事項

a 特別活動における指導事項

○ 学級（ホームルーム）活動における指導事項（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）

○ 学校行事（避難訓練交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項

○ 児童（生徒）会活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

b 課外における指導事項

c 個別指導に関する事項

イ 安全管理に関する事項

(ア) 対人管理の事項

学校生活の安全管理の事項

(イ) 対物管理の事項

学校環境の安全点検の事項

ウ 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）

(2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。

(3) 学校安全委員会の設置

学校長は、学校安全計画に定められた事項等について教職員等の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。

(4) 学校防災組織の編成等

学校長は、学校防災組織の編成にあたって次の点に留意する。

ア 学校防災組織の編成

災害発生時に対応する教職員の役割分担を定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

イ 避難計画

児童・生徒を安全に避難させるため、災害の状況や積雪期に応じた避難場所、避難経路、避難方法等についての避難計画を作成する。

ウ 登下校中の対策

登下校中の災害発生に備えて、教職員等は次のことを実施する。

(ア) 児童・生徒に対して、基本的に学校が近い場合は学校へ、それ以外の場合は避難場所に避難するか自宅に戻るよう指導しておくこと。

(イ) P T Aと連携して児童・生徒の交通手段掌握、通学路における危険箇所（ブロック塀、狭い道路等）の事前点検及び避難場所の周知を図っておくこと。

(ウ) 小学校低学年等については、名札等に学校名、児童名等を明記しておくこと。

(エ) 小学生・中学生については、P T Aや上級生が避難誘導するよう日頃から体制を整備しておくこと。

エ 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修に努める。特に児童・生徒の避難経路の確保と安全確認及び積雪時の避難経路を確保する。

オ 防災用具等の整備

(ア) 救急用品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員等に周知する。

(イ) 児童・生徒名簿、部活動名簿を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

カ 教職員等の緊急出動体制

学校長は、夜間・休日等の勤務時間外の災害発生に備え、事前に出動体制を定め、教職員に周知しておく。

キ 家庭との連絡

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童、生徒の引渡方法について保護者と確認し、徹底しておく。

(5) 教職員、児童、生徒等に対する防災教育

ア 教職員等に対する防災教育

(ア) 市教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において防災対策の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

(イ) 学校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

イ 児童、生徒に関する防災教育

(ア) 避難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにするとともに、避難場所を児童、生徒等に周知する。

(イ) 指導にあたっては、各教科や学級活動、道徳の時間、体験学習等を通じて、児童、生徒の発達段階に応じた適切な副読本、ビデオ等を活用し、計画的に指導を行う。

(6) 防災訓練

学校長は、児童、生徒及び教職員が災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する。

(7) 施設の耐震性の強化

学校施設は、児童生徒等が1日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、災害発生時には地域住民の避難場所の役割を果たすため、学校設置者は、校舎や体育館等の施設について耐震診断を実施するとともに、耐震性に問題がある建物については、十分な耐震強度の確保に努める。また、地震に伴う電気、水道又はガスの供給停止並びに通信回線の途絶等が生じた場合も、教育活動等の早期再開が可能となるように配慮する。

3 学校以外の文教施設における災害予防対策

(第2編風水害対策編第1章第2.6節「3 学校以外の文教施設における災害予防対策」に同じ)

4 地域防災機能強化に対応した公立文教施設の整備

(第2編風水害対策編第1章第2.6節「4 地域防災機能強化に対応した公立文教施設の整備」に同じ)

第29節 要配慮者の支援計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第1章第27節「1 主な実施機関」に同じ)

2 平時における在宅の避難行動要支援者の支援計画

(第2編風水害対策編第1章第27節「2 平時における在宅の避難行動要支援者の支援計画」に同じ)

3 平時における施設の災害時避難行動要支援者の支援計画

(第2編風水害対策編第1章第27節「3 平時における施設の避難行動要支援者の支援計画」に同じ)

第30節 積雪期の地震災害予防計画

積雪期に地震が発生した場合は、被害がより大きく及ぶことが懸念されるため、市及び防災関係機関は、除排雪体制の強化や克雪施設の整備等、総合的な雪対策を推進する。

1 主な実施機関

| | |
|------|---|
| 酒田市 | 危機管理課 まちづくり推進課 地域福祉課 土木課 整備課 |
| 関係機関 | 庄内総合支庁 国土交通省酒田河川国道事務所 酒田地区広域行政組合消防本部 |

2 除排雪体制・施設整備等の推進

(1) 道路の除排雪体制の強化

ア 一般国道、県道、市道及び高速自動車道の各道路管理者は、相互の緊密な連携のもとに除排雪を強力に推進する。

イ 市は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強に努める。

(2) 要配慮世帯に対する除雪体制

市は、自力で雪処理が不可能な要配慮世帯の除雪について、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図る。

(3) 積雪寒冷地に適した道路整備

ア 市は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備に努める。

イ 市は、雪崩等による交通遮断を防止するため、雪崩及び地吹雪防止柵等の道路防雪施設の整備に努める。

(4) 雪崩危険箇所の整備

市は、雪崩から住民の生命・財産を守るため、雪崩防止施設の整備に努める。

(5) 消防水利の整備

積雪期には他の時期に増して消防水利の確保が困難となるので、積雪期に対応した地上式消火栓の整備を推進する。

3 緊急活動体制の整備

(1) 通信手段の確保

市は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信手段の確保に努める。

(2) 航空輸送の確保

地震による道路交通遮断により孤立する集落が発生した場合、臨時ヘリポートを設置し、交通を確保する。

(3) 避難所体制の整備

積雪寒冷期の指定避難所運営に関しては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、暖房器具、防寒具等について迅速に調達し提供する。

4 総合的な雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備など雪に強いまちづくり等の雪対策の総合的、長期的推進によって確立されるものである。

このため、市は、雪対策について関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

第2章 災害応急計画

第1節 災害対策本部の設置・運営計画

市の地域内において大規模な地震による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で市長が必要と認めたときは、基本法第23条の2の規定により市災害対策本部を設置し、災害の応急対策業務を迅速かつ的確に推進する。

地震災害に対処する当面の災害応急対策責任者又は市内防災関係機関が、災害対策を総合的に実施し、併せて他機関との連絡調整に当たるため、それぞれの災害対策本部を設置したときは、市防災会議会長に通知する。

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第1節「1 主な実施機関」に同じ)

2 市災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次に掲げる場合は、直ちに基本法第23条の2の規定に基づき市災害対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

ア 市の地域内において、震度5弱以上の地震を観測したとき。

イ 山形県に津波警報が発表されたとき。

ウ 災害が本市の大半に発生し、又は発生するおそれがあるとき。

エ 災害が本市の数箇所に発生し、又は発生するおそれがあるとき。

オ 災害救助法による救助を適用する災害が発生し、特にその対策を要するとき。

カ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が市の行政上、特に応急対策等の措置が必要であると認めたとき。

キ 油の流出事故又は油火災による災害が発生した場合で、市長が広域災害の可能性があると認めたとき。

ク 総合支所に地域災害対策本部を設置したとき。

(2) 職務権限の代行

災害発生時に市長が不在の場合は、副市長がその職務を代行し、市長及び副市長ともに不在の場合は、危機管理監がその職務を代行し、市長、副市長及び危機管理監がともに不在の場合は、酒田市長の職務を代理する職員の順序を定める規則(平成17年規則第6号)に規定する順序により、各部の部長がその職務を代行する。

(3) 設置場所

本部は、酒田市役所に置く。

ただし、市庁舎が建物損壊等により、本部としての機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、次の順位により本部を設置する。

| 順位 | 設置場所 | 所在地 | 電話番号 |
|----|-------------|---------------|--------------|
| 1 | 酒田市民会館 | 酒田市本町二丁目2番10号 | 0234-26-5450 |
| 2 | 酒田市役所中町庁舎 | 酒田市中町一丁目4番10号 | — |
| 3 | 酒田市総合文化センター | 酒田市中央西町2番59号 | 0234-24-2991 |

(4) 廃止基準

本部長は、当該災害に係る応急措置がおおむね完了した場合又は予想された災害の危険性が解消されたと認める場合は、本部を廃止する。

(5) 班連絡員

本部の各班に本部事務局との連絡及び班員の動員等を行うために正副2名の班連絡員を置くものとし、班長が指名する。

(6) 本部の設置及び廃止した場合の通知公表

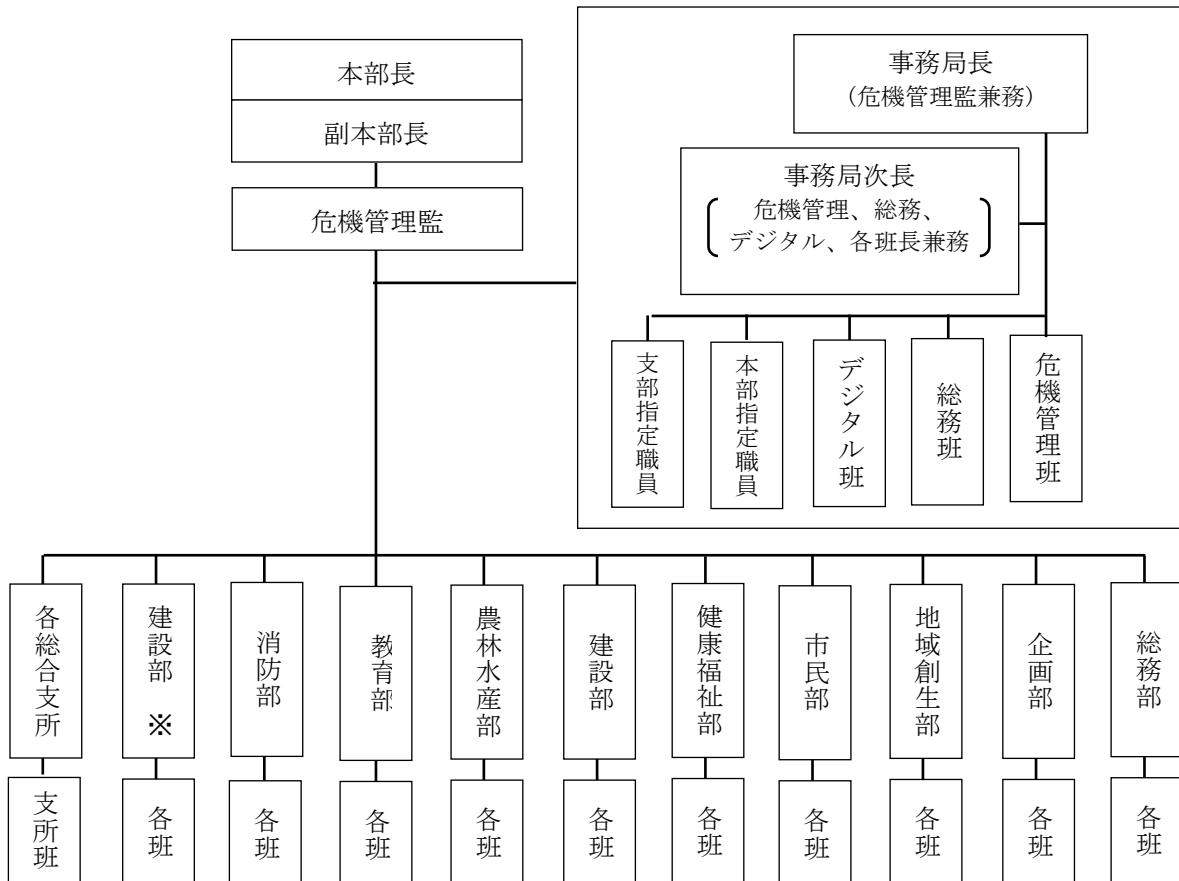
本部を設置又は廃止したときは、次の機関等に通知するとともに、これを公表する。

| 通知公表先 | 伝達方法 | 伝達責任者 |
|------------|-------------------|--------------------|
| 市本部各班 | 庁内放送又は電話 | 総務班長 |
| 県防災危機管理課 | 電話・FAX・県防災行政無線 | 危機管理班長 |
| 市議会議員 | 電話・FAX・防災行政無線 | 総務部協力班長 (議会事務局) |
| 市防災会議委員 | 電話・FAX・防災行政無線又は文書 | 総務班長 |
| コミュニティ振興会長 | 電話・FAX | まちづくり推進班長 |
| 報道機関 | 電話・FAX | 総務班長 |
| 一般住民 | 報道機関・コミュニティ振興会経由 | 総務班長・まちづくり 推進班長 |

(7) 本部の組織

本部は、本部長、副本部長、危機管理監、本部員、本部事務局、各部・班から成り、本部員会議において意思決定を行う。

災害対策本部組織図



※ 建設部（酒田市下水道事業組織及び処務規程（平成17年企業管理規程第4号）に定める部）

(8) 本部員会議

ア 組織

- (ア) 本部長 市長
- (イ) 副本部長 副市長
- (ウ) 全般指揮統制 危機管理監
- (エ) 本部員 酒田市行政組織規則（平成17年規則第5号）に定める部長、調整監及び技監並びに本部長が指名する課等の長、建設部長（酒田市下水道事業組織及び処務規程（平成17年企業管理規程第4号）に定める部長）、教育長、教育次長、議会事務局長、酒田地区広域行政組合消防本部消防長。ただし、行政委員会等については所管部長が代行することができる。

イ 所掌事務

- (ア) 本部の非常配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報及び被害状況の報告に伴う対策活動に関すること。
- (ウ) 各自治会長及び公共的団体に対する応急対策の要請に関すること。
- (エ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (オ) 県及び他市町村、行政機関、公共機関に対する応援の要請に関すること。
- (カ) 災害対策に要する経費に関すること。
- (キ) その他災害対策に関する重要な事項

ウ 本部長は、必要に応じて防災関係機関の長を会議に出席させる。

エ 決定事項の通知

会議の決定事項のうち、関係職員に周知を要するものについては、本部事務局から各班連絡員を通じて速やかにその徹底を図る。

(9) 本部事務局

ア 組織

- (ア) 事務局長 危機管理監（兼）
- (イ) 事務局次長 危機管理課長、総務課長、デジタル戦略課長
- (ウ) 危機管理班長 危機管理課長
- (エ) 総務班長 総務課長
- (オ) デジタル班長 デジタル戦略課長

イ 所掌事務

(危機管理班)

- (ア) 本部の運営全般に関すること。
- (イ) 本部長の命令伝達に関すること。
- (ウ) 県災害対策本部及び関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (エ) 協力機関との連絡調整及び相互協力に関すること。
- (オ) 自衛隊の派遣及び他自治体等への応援要請手続に関すること。
- (カ) 災害救助法の適用要請手続に関すること。
- (キ) その他事務局長の命ずる事務処理に関すること。

(総務班)

- (ア) 被害情報等の災害情報の収集、分析及び統計に関すること。
- (イ) 総合支所、支部との連絡に関すること。
- (ウ) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (エ) 市民に対する情報の発信に関すること。
- (オ) 本部事務局危機管理班での業務に関すること。

(デジタル班)

- (ア) 防災情報システムの準備及び運用に関すること。
- (イ) クロノロジーの作成に関すること。
- (ウ) クロノロジー作成要員の確保及び教育に関すること。
- (エ) ネットワークの機能保全に関すること。
- (オ) コンピュータシステムの機能保全に関すること。
- (カ) 本部事務局危機管理班での業務に関すること。

(本部指定職員)

- (ア) 被害情報等の災害情報の収集、分析及び統計に関すること。
- (イ) 本部事務局危機管理班での業務に関すること。
- (ウ) その他他の班に属さないこと。

(支部指定職員)

- (ア) 管内における災害情報の収集及び本部への報告に関すること。

(イ) 管内における関係機関との連絡調整に関すること。

(ウ) その他本部からの情報の伝達等に関すること。

(10) 各部・班、総合支所

各部・班及び総合支所の職員は、本部の指示に基づき、別表の任務分担に係る災害対策業務に従事する。

なお、各部・班及び総合支所においては、所管する事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

3 地域災害対策本部

(第2編風水害対策編第2章第1節「3 地域災害対策本部」に同じ)

4 支部

(第2編風水害対策編第2章第1節「4 支部」に同じ)

5 現地災害対策本部

(第2編風水害対策編第2章第1節「5 現地災害対策本部」に同じ)

6 合同調整所

(第2編風水害対策編第2章第1節「6 合同調整所」に同じ)

7 小規模災害発生時の状況把握

(第2編風水害対策編第2章第1節「7 小規模災害発生時の状況把握」に同じ)

8 業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を的確な場所に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等、業務継続性の確保を図るものとする。

また、市及び防災関係機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。加えて、実効性ある業務継続体制の確保のため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況による体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続体制の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するように努める。

9 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(第2編風水害編第2章第1節「9 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」に同じ)

別表 災害対策本部及び地域本部の各部・各班任務分担表

(第2編風水害対策編第2章第1節「別表 災害対策本部及び地域本部の各部・各班任務分担表」に同じ)

第2節 職員の配備・招集計画

大規模地震発生時においては、初期段階での対応がその後の応急対策を左右することになる。そこで、災害応急対策を迅速に推進するための情報伝達及び職員招集体制等を、次のとおり定める。

1 主な実施機関

| | |
|------|-----------|
| 酒田市 | 人事課 危機管理課 |
| 関係機関 | |

2 配備体制

| 配備種別 | 配備基準 | 配備体制 |
|--------|---|---|
| 警戒配備 | 1 震度4の地震が観測されたとき 2 山形県沿岸に津波注意報が発表されたとき 3 災害対策本部を設置するまでに至らない小規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 4 市長が特に必要と認めたとき | 各部長、各課長及び各課内指定職員並びに各支部指定職員班長をもって警戒にあたるもので、場合によっては、第2章第1節第6項による警戒本部を設置できる体制とする。 |
| 災害対策本部 | 第1非常配備 1 震度5弱の地震が観測されたとき 2 山形県沿岸に津波警報が発表されたとき 3 災害が本市の数箇所に発生し、又は発生するおそれがあるとき 4 市長が特に必要と認めたとき | 関係各部の所要人員をもってあてるもので、事態の推移に伴い速やかに第2非常配備に切り替えられるものとし、切り替え前においても災害発生とともに、直ちに活動を開始できる体制とする。 |
| | 第2非常配備 1 震度5強以上の地震が観測されたとき 2 山形県沿岸に大津波警報が発表されたとき 3 災害が本市の大半に発生し、又は発生するおそれがあるとき 4 市長が特に必要と認めたとき | 本部長以下全職員をもって当たるもので、状況によりそれぞれ災害救助活動の開始ができる完全な体制とする。 |

3 職員の非常配備計画

| 部 | 班 | 配備計画 | | |
|-------|--------|------|--------|--------|
| | | 警戒配備 | 第1非常配備 | 第2非常配備 |
| 本部事務局 | 危機管理班 | △ | ● | ● |
| | 総務班 | ○ | ● | ● |
| | デジタル班 | ○ | ● | ● |
| | 本部指定職員 | ○ | ● | ● |
| | 支部指定職員 | ○ | ● | ● |
| | 避難所連絡員 | | ● | ● |

| | | | | |
|-------|--|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 総務部 | 人事班 財政班 税務班 納税班 契約検査班 出納班 協力班 | △ | ● ○ ○ ○ ○ ○ | ● ● ● ● ● ● |
| 企画部 | 企画調整班 都市デザイン班 文化政策班 | ○ | △ ○ ○ | ● ● ● |
| 地域創生部 | 商工港湾班 観光物産班 地域みらい創生班 | ○ ○ ○ | △ △ △ | ● ● ● |
| 市民部 | まちづくり推進班 共生社会班 市民班 環境衛生班 定期航路班 | ○ ○ ○ ○ ○ | △ △ △ △ △ | ● ● ● ● ● |
| 健康福祉部 | 地域福祉班 こども未来班 保育こども園班 健康班 高齢者支援班 国保年金班 | ○ ○ ○ ○ ○ | △ △ △ △ ○ ○ | ● ● ● ● ● ● |
| 建設部 | 土木班 整備班 建築班 下水道班 | ○ ○ ○ ○ | ● ● ● ● | ● ● ● ● |
| 農林水産部 | 農政班 農林水産班 協力班 | ○ ○ | △ △ ○ | ● ● ● |
| 教育部 | 教育総務班 学校教育班 社会教育班 スポーツ振興班 | ○ ○ ○ ○ | △ △ △ △ | ● ● ● ● |
| 消防部 | 総務班 調査班 統制班 救急班 情報収集班 署隊管理班 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ | ● ● ● ● ● ● | ● ● ● ● ● ● |
| 各総合支所 | 総合支所班 | ○ | ● | ● |

注) ○・・・指定された職員をもって配備、その他は待機

△・・・2分の1配備、2分の1待機

●・・・全員配備

4 勤務時間内における職員の招集

(第2編風水害対策編第2章第2節「4 勤務時間内における職員の招集」に同じ)

5 勤務時間外(夜間・休日)における職員の招集

(第2編風水害対策編第2章第2節「5 勤務時間外(夜間・休日)における職員の招集」に同じ)

6 職員配備の把握

(第2編風水害対策編第2章第2節「6 職員配備の把握」に同じ)

7 各班の非常配備計画

(第2編風水害対策編第2章第2節「7 各班の非常配備計画」に同じ)

第3節 広域応援要請計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第3節「1 主な実施機関」に同じ)

2 行政機関に対する応援要請種別

(第2編風水害対策編第2章第3節「2 行政機関に対する応援要請種別」に同じ)

3 市が行う応援要請

(第2編風水害対策編第2章第3節「3 市が行う応援要請」に同じ)

4 県が行う応援要請

(第2編風水害対策編第2章第3節「4 県が行う応援要請」に同じ)

5 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

(第2編風水害対策編第2章第3節「5 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示」に同じ)

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

(第2編風水害対策編第2章第3節「6 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請」に同じ)

第3節の2 被災県等への応援計画

他の都道府県（以下「他県等」という。）での大規模な地震発生時に、迅速かつ的確な応援を行うため、他県等への応援について定める。

1 主な実施機関

（第2編風水害対策編第2章第3節の2「1 主な実施機関」に同じ）

2 応援計画

（第2編風水害対策編第2章第3節の2「2 応援計画」に同じ）

3 被災した他県等への応援活動

（第2編風水害対策編第2章第3節の2「3 被災した他県等への応援活動」に同じ）

第3節の3 広域避難計画

地震による大規模災害発生時に、自治体の区域を超えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れの手順等について定める。

1 他の自治体への広域避難要領

(第2編風水害対策編第2章第3節の3「1 他の自治体への広域避難要領」に同じ)

2 他県等からの避難受入れ要請への対応

(第2編風水害対策編第2章第3節の3「2 他県等からの避難受入れ要請への対応」に同じ)

第4節 自衛隊の災害派遣要請・受入計画

1 自衛隊の災害派遣基準

(第2編風水害対策編第2章第4節「1 自衛隊の災害派遣基準」に同じ)

2 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第4節「2 主な実施機関」に同じ)

3 自衛隊災害派遣による救助活動の区分及びその概要

(第2編風水害対策編第2章第4節「3 自衛隊災害派遣による救助活動の区分及びその概要」に同じ)

4 自衛隊災害派遣要請の手続き

(第2編風水害対策編第2章第4節「4 自衛隊災害派遣要請の手続き」に同じ)

5 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

(第2編風水害対策編第2章第4節「5 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き」に同じ)

6 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

(第2編風水害対策編第2章第4節「6 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制」に同じ)

7 災害派遣部隊の撤収

(第2編風水害対策編第2章第4節「7 災害派遣部隊の撤収」に同じ)

8 救援活動経費の負担

(第2編風水害対策編第2章第4節「8 救援活動経費の負担」に同じ)

9 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

(第2編風水害対策編第2章第4節「9 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等」に同じ)

第5節 災害ボランティア活動支援計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第5節「1 主な実施機関」に同じ)

2 市災害ボランティア支援本部

(第2編風水害対策編第2章第5節「2 市災害ボランティア支援本部」に同じ)

3 県災害ボランティア支援本部

(第2編風水害対策編第2章第5節「3 県災害ボランティア支援本部」に同じ)

第6節 通信計画

- 1 **主な実施機関**
(第2編風水害対策編第2章第6節「1 主な実施機関」に同じ)
- 2 **通信施設の応急対策**
(第2編風水害対策編第2章第6節「2 通信施設の応急対策」に同じ)
- 3 **災害時の通信連絡**
(第2編風水害対策編第2章第6節「3 災害時の通信連絡」に同じ)
- 4 **他機関の通信設備の使用等**
(第2編風水害対策編第2章第6節「4 他機関の通信設備の使用等」に同じ)
- 5 **自衛隊の通信支援**
(第2編風水害対策編第2章第6節「5 自衛隊の通信支援」に同じ)
- 6 **非常無線通信の利用**
(第2編風水害対策編第2章第6節「6 非常無線通信の利用」に同じ)
- 7 **孤立防止対策用衛星電話**
(第2編風水害対策編第2章第6節「7 孤立防止対策用衛星電話」に同じ)
- 8 **防災相互通信用無線の利用**
(第2編風水害対策編第2章第6節「8 防災相互通信用無線の利用」に同じ)
- 9 **移動式通信設備の活用**
(第2編風水害対策編第2章第6節「9 移動式通信設備の活用」に同じ)
- 10 **アマチュア無線の活用**
(第2編風水害対策編第2章第6節「10 アマチュア無線の活用」に同じ)
- 11 **使送による通信連絡の確保**
(第2編風水害対策編第2章第6節「11 使送による通信連絡の確保」に同じ)
- 12 **無線通信体系**
(第2編風水害対策編第2章第6節「12 無線通信体系」に同じ)

第7節 津波警報・地震情報等伝達計画

地震及び津波に関する情報等を迅速かつ的確に収集し、必要な情報を住民、関係機関等に速やかに伝達し被害の軽減、災害対策の実施に努める。

1 主な実施機関

| | |
|------|----------------|
| 酒田市 | 総務課 危機管理課 |
| 関係機関 | 庄内総合支庁 山形地方気象台 |

2 情報の種類

気象庁及び山形地方気象台が発表及び通知・伝達する「津波警報等」及び「地震・津波情報」は次のとおりである。

(1) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災行政無線を通して住民に伝達される。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(2) 津波警報・注意報の種類

| 種 類 | 発表基準 | 発表される津波の高さ | | 想定される被害と取るべき行動 |
|-------------|--------------------------------|--------------------------------|------------------|---|
| | | 数値での発表 (津波の高さ予想の区分) | 巨大地震の場合の発表 ※2 | |
| 大津波警報 ※1 | 予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。 | 10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ) | 巨大 | 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| | | 10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m) | | |
| | | 5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m) | | |

| | | | | |
|-----------|--|---------------------------------|---------|--|
| 津波 警報 | 予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。 | 3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m) | 高い | 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| 津波 注意報 | 予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合。 | 1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1 m) | (表記しない) | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。 |

※1 大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

※2 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

(3) 津波情報の種類

| | 情報の種類 | 内 容 |
|----------|---------------------------|--|
| 津波 情報 | 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻 [※] や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の上に記載）を公表します。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。 |
| | 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を公表します。 |
| | 津波観測に関する情報 | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを公表します。 |
| | 沖合の津波に関する情報 | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。 |

(4) 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

| 警報・注意報の発表状況 | 観測された津波の高さ | 内 容 |
|-------------|------------|----------|
| 大津波警報を發表中 | 1 m超 | 数値で発表 |
| | 1 m以下 | 「観測中」と発表 |

| | | |
|-----------|----------|-------------------------------|
| 津波警報を發表中 | 0.2 m以上 | 数値で發表 |
| | 0.2 m未満 | 「観測中」と發表 |
| 津波注意報を發表中 | (すべての場合) | 数値で發表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。) |

(5) 沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値※)の發表内容(沖合の津波観測に関する情報)

| 警報・注意報の發表状況 | 沿岸で推定される津波の高さ | 内 容 |
|-------------|---------------|--------------------------------|
| 大津波警報を發表中 | 3 m超 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で發表 |
| | 3 m以下 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と發表 |
| 津波警報を發表中 | 1 m超 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で發表 |
| | 1 m以下 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と發表 |
| 津波注意報を發表中 | (すべての場合) | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で發表 |

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は發表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で發表して、津波が到達中であることを伝える。

(6) 津波予報の内容

| | 發表基準 | 内 容 |
|------|--|--|
| 津波予報 | 津波が予想されないとき (地震情報に含めて發表) | 津波の心配なしの旨を發表 |
| | 0.2 m未満の海面変動が予想された時 (津波に関するその他の情報に含めて發表) | 高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要が無い旨を發表 |
| | 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて發表) | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を發表 |

(7) 地震情報の種類と内容

| 種 類 | 發表基準 | 内 容 |
|----------|------------------------------------|---|
| 震度速報 | ・震度3以上 | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。 |
| 震源に関する情報 | ・震度3以上 (津波警報又は注意報を發表した場合は發表しない) | 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を發表。 |

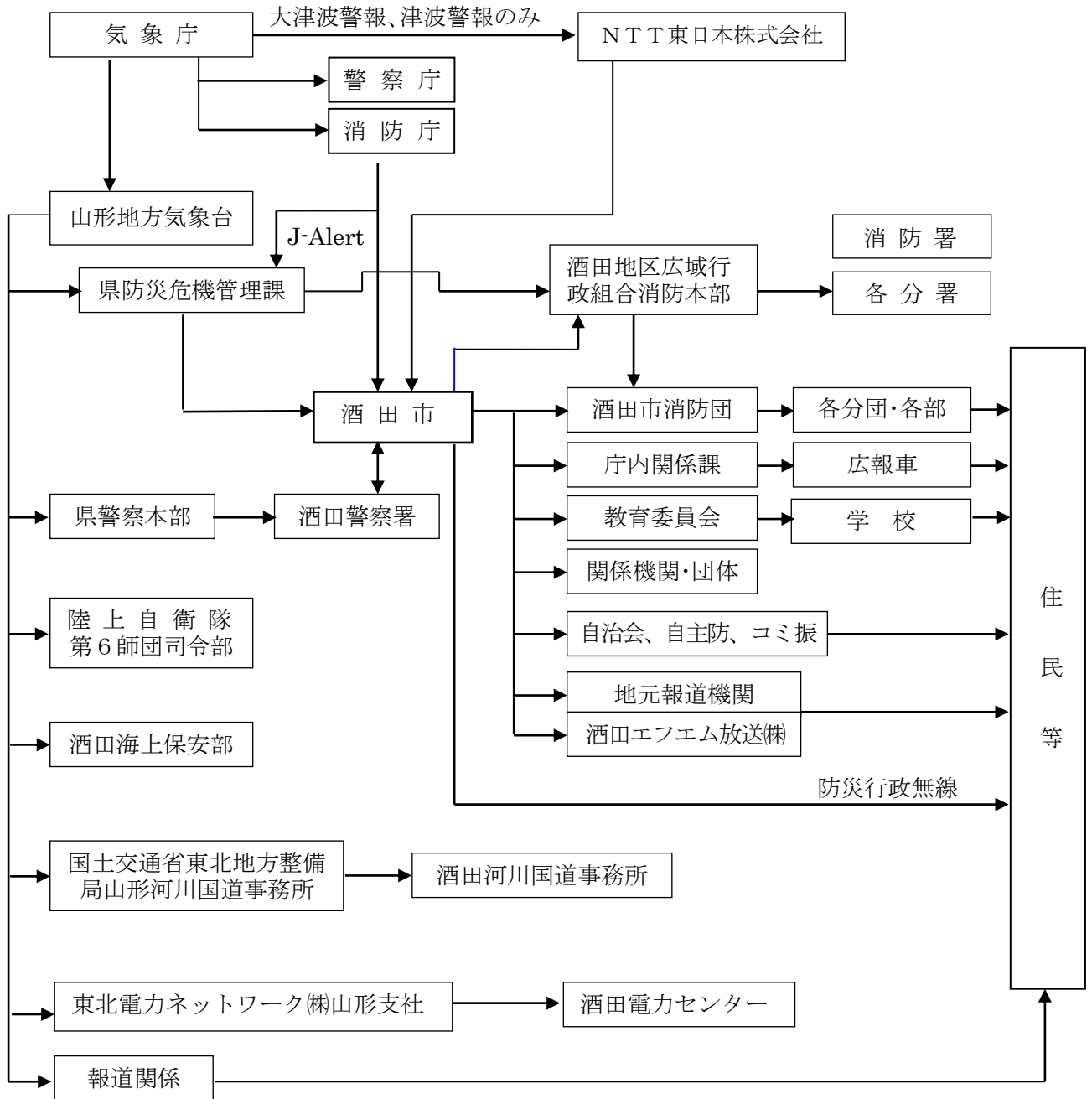
| | | |
|----------------|---|---|
| 震源・震度情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時 | <p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</p> |
| 遠地地震に関する情報 | <p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <p>※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</p> | <p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。※</p> <p>※国外で発生した大噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</p> |
| その他の情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など | <p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</p> |
| 推計震度分布図 | <ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 | <p>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計震度（震度4以上）を図情報として発表。</p> |
| 長周期地震動に関する観測情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合 | <p>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。</p> |

3 津波警報等の伝達

- (1) 県は、山形地方气象台から「津波警報等」又は「地震・津波情報」の伝達を受けたときは、防災行政無線により市へ速やかに伝達する。
- (2) 気象庁は、海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の津波観測点で潮位変化が観測された場合には、日本においても潮位変化が観測される可能性がある旨周知する。
- (3) 報道機関は、ラジオにあっては番組間を利用し、又は番組を中断し、テレビにあっては字幕又は番組を中断し、公衆に周知し、注意を喚起する。

- (4) その他の関係機関にあっては、それぞれの災害担当業務に応じて公衆又は所要機関に周知する。
- (5) 市は、特別警報（大津波警報）を受領したときは、速やかに住民及び官公署等に周知の措置をとることとする。また、津波警報・注意報、情報を受理したときは、酒田市役所（総務部危機管理課内）に設置されている震度表示受信装置で震度を確認した後、速やかに住民及び官公署等へ周知するものとする。その伝達系統は次のとおりとする。

地震・津波に関する情報伝達経路図



地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

| 解説資料等の種類 | 発表基準 | 内容 |
|-------------------------|---|---|
| 地震解説資料（速報版） | 以下のいずれかを満たした場合に、一つの減少に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ・山形県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない） | 地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 |
| 地震解説資料 （全国詳細版・地域詳細版） | 以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報等発表時 ・山形県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 | 地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）。 |
| 月間地震概況 | ・定期（毎月） | 地震・津波防災に係る活動を支援するために、山形県とその周辺の地震活動の傾向等を示す資料。 |

第8節 災害情報の収集・伝達計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第8節「1 主な実施機関」に同じ)

2 災害発生後の各段階における情報収集・伝達

(第2編風水害対策編第2章第8節「2 災害発生後の各段階における情報収集・伝達」に同じ)

3 情報の提供

(第2編風水害対策編第2章第8節「3 情報の提供」に同じ)

4 積雪期の情報収集伝達体制

(第2編風水害対策編第2章第8節「4 積雪期の情報収集伝達体制」に同じ)

第9節 広報計画

災害発生時における住民の心の安定と適切な行動及び秩序の維持を図るため、市及び防災関係機関等は、被災地の情報の正確・迅速かつ的確な伝達により、被災者の立場に立った効率的な広報活動を実施するものとする。

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第9節「1 主な実施機関」に同じ)

2 災害発生時の広報活動の目的

(第2編風水害対策編第2章第9節「2 災害発生時の広報活動の目的」に同じ)

3 広報活動の内容

防災関係機関は、次により役割を分担して広報活動を行う。

(1) 市

ア 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

- (ア) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- (イ) 自治会等を通じた情報伝達
- (ウ) 住民相談所の開設
- (エ) 県を通じた報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- (オ) 有線放送、地域防災行政無線、緊急速報メール、コミュニティFM放送等のコミュニティメディア及びインターネットの活用

ウ 項目

(ア) 応急対策初動期

被害状況説明及び住民等への協力の呼びかけ

- a 災害応急対策の状況
- b 救護所・救護病院の開設状況
- c 医療救護及び衛生に関する情報
- d 給水、炊き出し、生活物資提供情報
- e 避難所の開設状況
- f ライフライン被害状況及び使用に関する注意の呼びかけ
- g し尿、ごみ処理、防疫に関する呼びかけ
- h 交通規制、交通関係情報
- i ボランティア活動協力要請（要配慮者の支援、外国語通訳、手話通訳等）
- j 住民の安否情報
- k その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

(イ) 応急対策本部稼働期

- a 消毒・衛生・医療救護情報

- b 保育・教育の再開に関する情報
 - c 応急仮設住宅への入居に関する情報
 - d ライフラインの復旧状況に関する情報
 - e 被害認定、罹災証明の発行
 - f その他応急対策に必要な広報
- (ウ) 復旧対策期
- a 復旧対策方針説明及び住民等への協力の呼びかけ（酒田コミュニティFM放送を通じ）
 - b 避難所の統廃合に関する情報
 - c 生活再開関連に関する情報（罹災証明の発行、生活再建資金の融資等）
 - d 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
 - e その他復旧対策に関する情報
- (2) 県
- ア 役割
被災地内、被災地外の県域及び県外への情報発信を行う。
- イ 項目
- (ア) 地震津波情報
 - (イ) 安否情報
 - (ウ) 県の出先機関、市町村及びその他防災関係機関から報告された被害状況
 - (エ) 国、県及び市町村等公的機関の災害対応に関する情報
 - (オ) その他広域的な把握を必要とする情報
- (3) ライフライン関係機関（電気、ガス、上下水道及び電気通信事業者）
- ア 役割
被災地域の利用者に対する直接的な広報を行う。
- イ 項目
- (ア) 被災区域及び被害状況
 - (イ) 設備が使用可能な場合は、使用上の注意
 - (ウ) 復旧の状況及び見込み
- (4) 公共交通機関
- ア 役割
主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報を行う。
- イ 項目
- (ア) 不通区間及び運行状況
 - (イ) 復旧の状況及び見込み
- (5) 警察
- ア 役割
被災者及び被災地の関係者に対する情報提供を行う。
- イ 項目
- (ア) 避難等の措置
 - (イ) 危険物の安全管理

- (ウ) 交通情報（通行の可否、交通規制及び渋滞等）
- (6) その他の行政機関
住民等に伝達が必要な事項を、報道機関等を通じて公表する。

4 安否情報の提供

（第2編風水害対策編第2章第9節「4 安否情報の提供」に同じ）

5 広報活動の実施

（第2編風水害対策編第2章第9節「4 広報活動の実施」に同じ）

6 被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者への情報伝達

市及び県は、被災者ニーズを十分把握し、地震・津波の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。なお、その際は要配慮者に配慮した伝達を行う。

市及び県は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(2) 国民への的確な情報伝達

市及び県は国民全体に対し地震の被害、余震の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、支援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

7 広報活動にあたっての留意点

（第2編風水害対策編第2章第9節「5 広報活動にあたっての留意点」に同じ）

8 広聴活動の実施

（第2編風水害対策編第2章第9節「6 広聴活動の実施」に同じ）

第10節 避難計画及び避難所運営計画

地震に伴う津波や二次災害から地域住民の生命・身体等を保護するため、市は防災関係機関との相互連携を強化し、迅速な住民避難及び円滑な避難所運営に努める。

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第10節「1 主な実施機関」に同じ)

2 避難指示等の発令

(1) 市長

市長は、住民等の生命又は身体を災害から守ると同時に、災害を防止するために、必要があると認める地域の居住者等に避難のため立退きを指示し、速やかにその旨を知事に報告する。市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用して適切に判断を行い、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

(2) 警察官又は海上保安官

住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市長が避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に避難のための指示ができる。指示をおこなったときは直ちにその旨を市長に通知する。

(3) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとることができる。

(4) 県

知事又はその命を受けた職員は、住民に避難のための立退きを指示し、直ちに当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

(5) 高齢者等避難

高齢者等避難は、次の事項を明示して行う。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難理由
- ウ 避難先
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項

(6) 避難指示

避難指示は、次の事項を明示して行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難理由
- ウ 避難先
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項

| 区分 | 実施責任者 | 措置 | 実施の基準（根拠法令） |
|------------|-------|-----------------------|---|
| | | | 指示等を実施した場合の通知等 |
| 高齢者等 避難 | 市長 | ・高齢者等の要配慮者への避難開始の呼びかけ | ・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき (避難情報の発令基準設定マニュアル) |
| | | | (報告) 市長→知事 |
| 避難指示 | 市長 | ・立退き及び立退き先の指示 | ・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示する。 (基本法第60条) |
| | | | (報告) 市長→知事 |
| 避難指示 | 知事 | ・立退き及び立退き先の指示 | ・市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示する。 →市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。 (基本法第60条) |
| | | | (報告) 市長→知事 |
| 避難指示 等 | 警察官 | ・立退き及び立退き先の指示 | ・市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合 (基本法第61条) |
| | | | (通知) (報告) 警察官 → 市長 → 知事 |
| | 警察官 | ・避難等の措置 | ・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置 (警察官職務執行法第4条) |
| | | | (報告) 警察官 → 公安委員会 |
| 海上保安官 | 海上保安官 | ・立退き及び立退き先の指示 | ・市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合 (基本法第61条) |
| | | | (通知) (報告) 海上保安官 → 市長 → 知事 |

| | | | |
|--|-------------------|---------|--|
| | 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 | ・避難等の措置 | ・警察官がその場にいる場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置（自衛隊法第94条） |
| | | | (報告) 自衛官 → 防衛大臣の指定する者（第6師団長等） |

3 住民等の自主的な避難

(第2編風水害対策編第2章第10節「4 住民等の自主的な避難」に同じ)

4 避難指示等の伝達方法等

(1) 県に対する報告

避難指示を市長が発令したときは、本部事務局危機管理班は発令者、発令理由、避難対象区、発令日時及び避難先を明らかにし、記録するとともに直ちに県に対し、その旨を報告する。

(2) 関係機関への連絡

市長が避難指示等が発令したとき、又は警察官等から指示を行った旨の通知を受けたときは、本部事務局危機管理班は次の要領により必要に応じて関係機関に対して連絡する。

ア 県の出先機関、警察官又は駐在所等に連絡し協力を得る。

イ 市内の避難場所として利用する学校、公共建物等の管理者に対して至急連絡し、協力を求める。

ウ 隣接市町村への連絡

地域住民が避難のため、隣接災害時応援市町村（以下「協定市町村」という。）内の施設を利用する場合、また避難の誘導経路によって、協力を求めなければならない場合、協定市町村に対して必要事項を連絡する。

(3) 伝達の方法

避難指示等が発令した市長は、直ちに次の方式により、伝達広報を行う。関係機関特に警察、消防機関、放送機関等に協力要請をとり、それぞれの実情に即した方法で地域住民に周知徹底を図るよう定めておく。関係住民に対する避難指示の伝達方法は、次のとおりとする。

ア 信号による伝達

警鐘及びサイレン等を利用する。

イ 放送による伝達

防災行政無線で放送するとともに、テレビ、ラジオ等の放送機関に対しては、避難指示等が発令した旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を提示し、放送するよう協力を依頼する。

ウ 広報車等による伝達

市、警察署、消防機関等の広報車を利用し、関係地区を巡回し、又は自治会長等を通じて住民に伝達する。

エ インターネット

緊急速報メール、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを使用し、迅速及び広範囲に情報伝達を行う。

オ 伝達員による戸別訪問

要配慮者への避難指示等の発令にあたっては、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する体制を整えておく。

5 地域ごとの避難所等及び避難方法

（第2編風水害対策編第2章第10節「6 地域ごとの避難所等及び避難方法」に同じ）

6 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

（第2編風水害対策編第2章第10節「7 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令」に同じ）

7 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

（第2編風水害対策編第2章第10節「8 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供」に同じ）

8 避難所の開設・運営

（第2編風水害対策編第2章第10節「9 避難所の開設・運営」に同じ）

第11節 警備・保安及び交通規制計画

災害発生時において、住民生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、市及び酒田警察署は関係機関と相互に連携し、次の災害警備活動を実施する。

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第11節「1 主な実施機関」に同じ)

2 関係機関等との連携協調

(第2編風水害対策編第2章第11節「2 関係機関等との連携協調」に同じ)

3 災害警備体制の確立

(第2編風水害対策編第2章第11節「3 災害警備体制の確立」に同じ)

4 災害警備活動の実施

(1) 津波警報等の伝達

酒田警察署は、気象庁から発表される津波警報等に基づき、沿岸住民及び沿岸利用者に津波警報等を伝達する。

(2) 災害情報の収集と関係機関への伝達

災害関係情報、被害実態及び被害の拡大見通しなど災害応急対策活動を実施するために必要な情報の収集と関連機関への伝達

(3) 被害調査

状況に応じた被害調査班の編成による迅速的確な被害実態の把握

(4) 警戒区域の設定

- ア 市が警戒区域を設定する場合における酒田警察署からの助言と協力
- イ 警戒区域設定時の立入制限区域からの退去等に必要な措置

(5) 避難の措置

- ア 市長が行う避難指示に対する必要な助言と協力
- イ 危険緊迫時は全員を同時避難、段階的な避難誘導は災害弱者優先の避難措置の実施
- ウ 関係機関と連携した安全な避難措置の実施
- エ 緊急時における警察官職務執行法第4条に基づく避難等の措置と速やかな市長への通知
- オ 避難者の把握と行方不明者等の調査

(6) 避難先の警戒活動

- ア 避難所等への警戒員の配置、パトロールの強化
- イ 流言飛語防止等の広報活動の実施
- ウ 関係機関が行う救急・救護措置への支援

(7) 救助活動

- ア 災害初期における家屋の倒壊、がけ崩れ、増水等により危険に瀕している者の発見を最重点とした救助活動の実施

- イ 生命に危険が及ぶ被災者の優先救助
 - ウ 負傷者の応急手当と市、県、消防機関、日赤等の救護班への引継ぎ、又は病院への搬送
- (8) 行方不明者の捜索及び死体検分
- ア 行方不明者に関する情報収集と関係機関と協力した行方不明者の速やかな捜索活動の実施
 - イ 搬送・安置遺体の関係法令に基づく検視と迅速な身元確認
- (9) 広報活動及び相談活動
- ア 市災害対策本部及びその他の関係機関と協力した活発な広報活動による人心の動揺と混乱の防止
 - イ 地域住民の生活に必要な情報の収集と地域安全情報の提供
 - ウ 市民相談所の設置

5 交通対策

(第2編風水害対策編第2章第11節「5 交通対策」に同じ)

第12節 救助・救急計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第12節「1 主な実施機関」に同じ)

2 対象者

(第2編風水害対策編第2章第12節「2 対象者」に同じ)

3 救助活動

(第2編風水害対策編第2章第12節「3 救助活動」に同じ)

4 行方不明者の搜索

(第2編風水害対策編第2章第12節「4 行方不明者の搜索」に同じ)

5 住民等による応急手当

(第2編風水害対策編第2章第12節「5 住民等による応急手当」に同じ)

6 負傷者の搬送体制の確立

(第2編風水害対策編第2章第12節「6 負傷者の搬送体制の確立」に同じ)

7 広域的医療救護活動の要請

(第2編風水害対策編第2章第12節「7 広域的医療救護活動の要請」に同じ)

第13節 消火活動計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第13節「1 主な実施機関」に同じ)

2 火災対策

(第2編風水害対策編第2章第13節「2 火災対策」に同じ)

3 県の対策

(第2編風水害対策編第2章第13節「3 県の対策」に同じ)

4 広域応援

(第2編風水害対策編第2章第13節「4 広域応援」に同じ)

第14節 医療救護計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第14節「1 主な実施機関」に同じ)

2 災害状況の把握

(第2編風水害対策編第2章第14節「2 災害状況の把握」に同じ)

3 医療救護施設の設置

(第2編風水害対策編第2章第14節「3 医療救護施設の設置」に同じ)

4 医療救護活動

(第2編風水害対策編第2章第14節「4 医療救護活動」に同じ)

5 関係機関への応援要請

(第2編風水害対策編第2章第14節「5 関係機関への応援要請」に同じ)

6 医療関係ボランティアの活動

(第2編風水害対策編第2章第14節「6 医療関係ボランティアの活動」に同じ)

7 医療機関の災害時の対応

(第2編風水害対策編第2章第14節「7 医療機関の災害時の対応」に同じ)

第15節 遺体対策計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第15節「1 主な実施機関」に同じ)

2 遺体等の搜索

(第2編風水害対策編第2章第15節「2 遺体等の搜索」に同じ)

3 遺体の搬送・安置

(第2編風水害対策編第2章第15節「3 遺体の搬送・安置」に同じ)

4 遺体の検視及び処置等

(第2編風水害対策編第2章第15節「4 遺体の検視及び処置等」に同じ)

5 遺体の埋葬

(第2編風水害対策編第2章第15節「5 遺体の埋葬」に同じ)

6 身元不明遺体

(第2編風水害対策編第2章第15節「6 身元不明遺体」に同じ)

7 広域応援体制

(第2編風水害対策編第2章第15節「7 広域応援体制」に同じ)

第16節 輸送計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第16節「1 主な実施機関」に同じ)

2 交通関係情報の収集・伝達

(第2編風水害対策編第2章第16節「2 交通関係情報の収集・伝達」に同じ)

3 緊急交通路の確保

(第2編風水害対策編第2章第16節「3 緊急交通路の確保」に同じ)

4 輸送の緊急度の優先順位

(第2編風水害対策編第2章第16節「4 輸送の緊急度の優先順位」に同じ)

5 輸送拠点の指定及び確保

(第2編風水害対策編第2章第16節「5 輸送拠点の指定及び確保」に同じ)

6 自動車による緊急輸送に必要な手続き

(第2編風水害対策編第2章第16節「6 自動車による緊急輸送に必要な手続き」に同じ)

7 初動期における緊急空輸の実施

(第2編風水害対策編第2章第16節「7 初動期における緊急空輸の実施」に同じ)

第17節 道路及び橋りょう応急計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第17節「1 主な実施機関」に同じ)

2 道路及び橋りょう応急フロー図

(第2編風水害対策編第2章第17節「2 道路及び橋りょう応急フロー図」に同じ)

3 道路及び橋りょう対應對策計画

(第2編風水害対策編第2章第17節「3 道路及び橋りょう対應對策計画」に同じ)

4 基幹農道・主要林道及び橋りょう応急対策計画

(第2編風水害対策編第2章第17節「4 基幹農道・主要林道及び橋りょう応急対策計画」に同じ)

5 交通安全施設応急対策計画

(第2編風水害対策編第2章第17節「5 交通安全施設応急対策計画」に同じ)

6 住民等に対する広報

(第2編風水害対策編第2章第17節「6 住民等に対する広報」に同じ)

7 積雪期の対応

(第2編風水害対策編第2章第17節「7 積雪期の対応」に同じ)

第18節 鉄道施設応急計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第18節「1 主な実施機関」に同じ)

2 災害対策体制等の確立

(第2編風水害対策編第2章第18節「2 災害対策体制等の確立」に同じ)

3 応急復旧対策

(第2編風水害対策編第2章第18節「3 応急復旧対策」に同じ)

4 住民等に対する広報

(第2編風水害対策編第2章第18節「4 住民等に対する広報」に同じ)

5 市への報告

(第2編風水害対策編第2章第18節「5 市への報告」に同じ)

第19節 河川砂防施設等災害応急計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第19節「1 主な実施機関」に同じ)

2 応急対策

(第2編風水害対策編第2章第19節「2 応急対策」に同じ)

3 住民等に対する広報

(編風水害対策編第2章第19節「3 住民に対する広報」に同じ)

第20節 農林水産業施設応急計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第20節「1 主な実施機関」に同じ)

2 農業生産基盤施設の応急対策

(第2編風水害対策編第2章第20節「2 農業生産基盤施設の応急対策」に同じ)

3 農作物及び農業用施設

(第2編風水害対策編第2章第20節「3 農作物及び農業用施設」に同じ)

4 家畜及び家畜飼養施設

(第2編風水害対策編第2章第20節「4 家畜及び家畜飼養施設」に同じ)

5 林道・治山施設

(第2編風水害対策編第2章第20節「5 林道・治山施設」に同じ)

6 水産関係施設等

(第2編風水害対策編第2章第20節「6 水産関係施設等」に同じ)

第21節 電力施設応急計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第21節「1 主な実施機関」に同じ)

2 復旧活動体制の組織

(第2編風水害対策編第2章第21節「2 復旧活動体制の組織」に同じ)

3 応急対策

(第2編風水害対策編第2章第21節「3 応急対策」に同じ)

4 復旧計画

(第2編風水害対策編第2章第21節「4 復旧計画」に同じ)

5 利用者への広報

(第2編風水害対策編第2章第21節「5 利用者への広報」に同じ)

6 広域応援体制

(第2編風水害対策編第2章第21節「6 広域応援体制」に同じ)

第22節 ガス供給施設応急計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第22節「1 主な実施機関」に同じ)

2 都市ガス等供給施設における災害応急対策

(第2編風水害対策編第2章第22節「2 都市ガス等供給施設における災害応急対策」に同じ)

3 液化石油ガス供給施設における災害応急計画

(第2編風水害対策編第2章第22節「3 液化石油ガス供給施設における災害応急計画」に同じ)

第23節 電気通信施設応急計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第23節「1 主な実施機関」に同じ)

2 電気通信施設応急対策フロー図

(第2編風水害対策編第2章第23節「2 電気通信施設応急対策フロー図」に同じ)

3 応急対策計画

(第2編風水害対策編第2章第23節「3 応急対策計画」に同じ)

4 復旧計画

(第2編風水害対策編第2章第23節「4 復旧計画」に同じ)

5 利用者への広報

(第2編風水害対策編第2章第23節「5 利用者への広報」に同じ)

6 広域応援体制の整備

(第2編風水害対策編第2章第23節「6 広域応援体制の整備」に同じ)

第24節 下水道等施設応急計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第24節「1 主な実施機関」に同じ)

2 実施体制

(第2編風水害対策編第2章第24節「2 実施体制」に同じ)

3 被害調査の実施

(第2編風水害対策編第2章第24節「3 被害調査の実施」に同じ)

4 処理場、ポンプ場の応急対策

(第2編風水害対策編第2章第24節「4 処理場、ポンプ場の応急対策」に同じ)

5 管きょ施設の応急対策

(第2編風水害対策編第2章第24節「5 管きょ施設の応急対策」に同じ)

6 下水道施設の復旧計画

(第2編風水害対策編第2章第24節「6 下水道施設の復旧計画」に同じ)

7 利用者への協力要請

(第2編風水害対策編第2章第24節「7 利用者への協力要請」に同じ)

8 積雪期の対応

(第2編風水害対策編第2章第24節「8 積雪期の対応」に同じ)

第25節 危険物等施設応急計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第25節「1 主な実施機関」に同じ)

2 危険物等施設の応急対策

(第2編風水害対策編第2章第25節「2 危険物等施設の応急対策」に同じ)

3 危険物等流出応急対策

(第2編風水害対策編第2章第25節「3 危険物等流出応急対策」に同じ)

4 住民等に対する広報

(第2編風水害対策編第2章第25節「4 住民等に対する広報」に同じ)

第26節 物資拠点運営計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第26節「1 主な実施機関」に同じ)

2 物資拠点運営計画フロー

(第2編風水害対策編第2章第26節「2 物資拠点運営計画フロー」に同じ)

3 物資拠点の設置

(第2編風水害対策編第2章第26節「3 物資拠点の設置」に同じ)

4 取扱物資

(第2編風水害対策編第2章第26節「4 取扱物資」に同じ)

5 物資拠点の運営体制と運営要領

(第2編風水害対策編第2章第26節「5 物資拠点の運営体制と運営要領」に同じ)

6 物資拠点の実施業務

(第2編風水害対策編第2章第26節「6 物資拠点の実施業務」に同じ)

7 物資の輸送

(第2編風水害対策編第2章第26節「7 物資の輸送」に同じ)

第27節 食料供給計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第27節「1 主な実施機関」に同じ)

2 市の実施体制

(第2編風水害対策編第2章第27節「2 市の実施体制」に同じ)

3 関係機関の連携による広域応援体制

(第2編風水害対策編第2章第27節「3 関係機関の連携による広域応援体制」に同じ)

4 食料の衛生管理体制、栄養指導

(第2編風水害対策編第2章第27節「4 食料の衛生管理体制、栄養指導」に同じ)

第28節 給水・上水道施設応急計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第28節「1 主な実施機関」に同じ)

2 応急給水計画と応急復旧計画

(第2編風水害対策編第2章第28節「2 応急給水計画と応急復旧計画」に同じ)

3 実施体制・広域応援体制

(第2編風水害対策編第2章第28節「3 実施体制・広域応援体制」に同じ)

4 被害状況の把握

(第2編風水害対策編第2章第28節「4 被害状況の把握」に同じ)

5 緊急措置

(第2編風水害対策編第2章第28節「5 緊急措置」に同じ)

6 応急対策計画

(第2編風水害対策編第2章第28節「6 応急対策計画」に同じ)

7 応急給水計画

(第2編風水害対策編第2章第28節「7 応急給水計画」に同じ)

8 応急復旧計画

(第2編風水害対策編第2章第28節「8 応急復旧計画」に同じ)

9 住民等への広報・情報連絡体制

(第2編風水害対策編第2章第28節「9 住民等への広報・情報連絡体制」に同じ)

第29節 生活必需品等供給計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第29節「1 主な実施機関」に同じ)

2 市の実施体制

(第2編風水害対策編第2章第29節「2 市の実施体制」に同じ)

3 関係機関の連携による広域応援体制

(第2編風水害対策編第2章第29節「3 関係機関の連携による広域応援体制」に同じ)

第30節 防疫及び保健衛生計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第30節「1 主な実施機関」に同じ)

2 被害状況等の把握

(第2編風水害対策編第2章第30節「2 被害状況等の把握」に同じ)

3 保健衛生対策

(第2編風水害対策編第2章第30節「3 保健衛生対策」に同じ)

4 防疫対策

(第2編風水害対策編第2章第30節「4 防疫対策」に同じ)

5 食品衛生確保対策

(第2編風水害対策編第2章第30節「5 食品衛生確保対策」に同じ)

6 栄養指導対策

(第2編風水害対策編第2章第30節「6 栄養指導対策」に同じ)

7 精神保健対策

(第2編風水害対策編第2章第30節「7 精神保健対策」に同じ)

第3 1 節 廃棄物の処理計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第3 1 節「1 主な実施機関」に同じ)

2 被災状況調査・把握

(編風水害対策編第2章第3 1 節「2 被災状況調査・把握」に同じ)

3 災害廃棄物処理

(第2編風水害対策編第2章第3 1 節「3 災害廃棄物処理」に同じ)

但し、(5)の項目を以下とする。

(5) 廃棄物処理施設については、耐震性の確保を図り、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

4 ごみ処理計画

(第2編風水害対策編第2章第3 1 節「4 ごみ処理計画」に同じ)

5 し尿処理計画

(第2編風水害対策編第2章第3 1 節「5 し尿処理計画」に同じ)

6 廃棄物処理施設の応急復旧

(第2編風水害対策編第2章第3 1 節「6 廃棄物処理施設の応急復旧」に同じ)

7 廃棄物処理の広域応援体制

(第2編風水害対策編第2章第3 1 節「7 廃棄物処理の広域応援体制」に同じ)

第32節 義援金及び義援物資の受入・配分計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第32節「1 主な実施機関」に同じ)

2 義援金及び義援物資の受入周知

(第2編風水害対策編第2章第32節「2 義援金及び義援物資の受入周知」に同じ)

3 義援金及び義援物資の受入れ及び保管

(第2編風水害対策編第2章第32節「3 義援金及び義援物資の受入れ及び保管」に同じ)

4 義援金及び義援物資の配分

(第2編風水害対策編第2章第32節「4 義援金及び義援物資の配分」に同じ)

第33節 文教施設における応急計画

地震発生時の児童・生徒・教職員等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るほか、施設災害等に対する迅速な対応を図る。

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第33節「1 主な実施機関」に同じ)

2 学校の災害応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、指定避難所として指定を受けた学校においても、避難所運営は市が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力する。

(1) 児童・生徒等の安全確保と避難誘導等

ア 在校時の措置

地震発生後、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。

(ア) 事前に準備しておいた旗やタオルなどの目立ちやすい物を目印に使用し、学級の位置を知らせながら避難すること。

(イ) 避難順序や経路は、校舎の被害状況により変更の必要が生じるので、教職員は状況に応じた適切な処置をとること。

(ウ) 落下物に注意すること。

(エ) 身体障がい者等の優先について考慮すること。

(オ) 負傷者や逃げ遅れの者の有無などについて注意すること。

(カ) 誘導責任者は、次のとおりとする。

A 授業中：授業実施中の教職員

B 休憩中：原則として学級担任及び最も身近にいる教職員

C 放課後：原則として学級担任及び最も身近にいる教職員

(キ) 火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

(ク) 非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に対応すること。

イ 登下校時の措置

登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ、保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

ウ 勤務時間外の措置

校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保した上で、直ちに登校し、学

校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

エ 安全確認

学級担任は、速やかに人員や負傷者を確認して、教務主任、教頭、校長の順で報告するとともに、人命救助が必要な場合は、全教職員等で救出を行う。

(ア) 養護教諭を中心に、教職員、児童、生徒等による救護体制の編成を図る。

(イ) 災害時における学校医との協力体制の整備を図る。

オ 災害情報の収集

教職員等は、ラジオ、コミュニティFM放送、テレビ等報道関係の災害情報を収集するとともに、関係機関（市、県、警察署、消防署等）と連絡を取り、情報把握に努める。

カ 被害・被害状況等の報告

学校長は、速やかに被害・被災状況（児童・生徒、教職員、施設・設備）等を調査し、直ちに市教育委員会を經由して災害対策本部へ報告する。

キ 下校の措置

児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえで、児童・生徒等を速やかに下校させる。なお、小学校、中学校については、基本的に次の方法によるものとする。

(ア) 通信回線が使用可能な場合

緊急時連絡先に連絡をとり、保護者の迎え等適切な方法により児童・生徒を下校させること。

(イ) 通信回線が使用不可能な場合

通信回線を使用せずに連絡をとれる場合については、保護者の迎えにより下校させる。

連絡がとれない場合は、通信回線が復旧し、連絡がとれるまで学校又は避難場所に待機させること。

(ウ) 限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童・生徒等を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。また、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

(2) 避難所の開設、運営の協力

学校長は、市及び地域の自主防災組織等と協力して、避難所の開設・運営に積極的に協力する。

ア 教職員の基本的役割

市民部市民班が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や避難所施設管理者として、基本的な指示や協力を行うこと。

学校長：施設管理者として、自主防災組織の代表者と連携して避難所運営を支援する。

教頭・教諭等：校長の指揮のもとで、学校の避難所運営を支援する。

養護教諭：学校医と連絡をとり、避難所の救援活動を支援する。

栄養職員等：学校の調理施設を利用した炊き出しに協力する。

事務職員等：市との情報連絡、学校施設のライフライン確保にあたる。

イ 避難使用場所の優先順位の考え方

(ア) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピューター室、給食室等は、基本的に使用を禁止すること。

(イ) 避難行動要支援者には、優先的に条件が良好な部屋（和室等）を使用させること。

(3) 教育活動の再開

ア 学校長は、学校及び地域の復旧状況を踏まえて、速やかな教育活動の再開に努める。校舎の被害が甚大の場合には、学年合同授業、二部授業又は公共施設等を利用した分散授業を行う。

イ 市及び県は、速やかな教育活動の再開にむけて、教職員の派遣、教科書、学用品の調達・あっせん等に努める。

(4) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合、心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに、必要に応じ地域の医療機関等との連携を図る。

3 学校以外の文教施設の応急対策

（第2編風水害対策編第2章第3.3節「3 学校以外の文教施設の応急対策」に同じ）

4 文化財の応急対策

（第2編風水害対策編第2章第3.3節「4 文化財の応急対策」に同じ）

第34節 要配慮者の応急計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第34節「1 主な実施機関」に同じ)

2 災害発生時における在宅の要配慮者に対する対策

(第2編風水害対策編第2章第34節「2 災害発生時における在宅の避難行動要支援者に対する対策」に同じ)

3 災害発生時における施設の避難行動要支援者の支援計画

(第2編風水害対策編第2章第34節「3 災害発生時における施設の避難行動要支援者の支援計画」に同じ)

4 外出中の要配慮者対策

(第2編風水害対策編第2章第34節「4 外出中の要配慮者対策」に同じ)

5 外国人の援護対策

(第2編風水害対策編第2章第34節「5 外国人の援護対策」に同じ)

6 災害復興期における支援

(第2編風水害対策編第2章第34節「6 災害復興期における支援」に同じ)

第35節 応急住宅計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第35節「1 主な実施機関」に同じ)

2 住宅被災状況等の把握

(第2編風水害対策編第2章第35節「2 住宅被災状況等の把握」に同じ)

3 応急仮設住宅の確保

(第2編風水害対策編第2章第35節「3 応急仮設住宅の確保」に同じ)

4 被災住宅の応急修理

(第2編風水害対策編第2章第35節「4 被災住宅の応急修理」に同じ)

5 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

(第2編風水害対策編第2章第35節「5 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用」に同じ)

6 応急仮設住宅建設資材の調達

(第2編風水害対策編第2章第35節「6 応急仮設住宅建設資材の調達」に同じ)

7 建物関係障害物の除去

(第2編風水害対策編第2章第35節「7 建物関係障害物の除去」に同じ)

第36節 災害救助法による救助計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第36節「1 主な実施機関」に同じ)

2 災害救助法による救助フロー図

(第2編風水害対策編第2章第36節「2 災害救助法による救助フロー図」に同じ)

3 災害救助法の適用

(第2編風水害対策編第2章第36節「3 災害救助法の適用」に同じ)

4 災害救助法の適用基準

(第2編風水害対策編第2章第36節「4 災害救助法の適用基準」に同じ)

5 被害状況の判定基準

(第2編風水害対策編第2章第36節「5 被害状況の判定基準」に同じ)

6 災害救助法の適用手続

(第2編風水害対策編第2章第36節「6 災害救助法の適用手続」に同じ)

7 災害救助法による救助の種類と実施体制

(第2編風水害対策編第2章第36節「7 災害救助法による救助の種類と実施体制」に同じ)

8 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

(第2編風水害対策編第2章第36節「8 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等」に同じ)

第3章 災害復旧計画

第1節 民生安定化計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第3章第1節「1 主な実施機関」に同じ)

2 被災者のための相談

(第2編風水害対策編第3章第1節「2 被災者のための相談」に同じ)

3 雇用の安定

(第2編風水害対策編第3章第1節「3 雇用の安定」に同じ)

4 応急金融対策

(第2編風水害対策編第3章第1節「4 応急金融対策」に同じ)

5 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供

(第2編風水害対策編第3章第1節「5 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供」に同じ)

6 住宅対策

(第2編風水害対策編第3章第1節「6 住宅対策」に同じ)

7 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(第2編風水害対策編第3章第1節「7 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置」に同じ)

8 その他公共料金の特例措置

(第2編風水害対策編第3章第1節「8 その他公共料金の特例措置」に同じ)

9 制度の周知及び利用者への広報

(第2編風水害対策編第3章第1節「9 制度の周知及び利用者への広報」に同じ)

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第3章第2節「1 主な実施機関」に同じ)

2 資金名等

(第2編風水害対策編第3章第2節「2 資金名等」に同じ)

3 災害援護資金等の貸付

(第2編風水害対策編第3章第2節「3 災害援護資金等の貸付」に同じ)

4 農林漁業関係

(第2編風水害対策編第3章第2節「4 農林漁業関係」に同じ)

5 中小企業関係

(第2編風水害対策編第3章第2節「5 中小企業関係」に同じ)

第3節 公共施設等災害復旧計画

- 1 主な実施機関
(第2編風水害対策編第3章第3節「1 主な実施機関」に同じ)
- 2 災害復旧事業実施体制の確立
(第2編風水害対策編第3章第3節「2 災害復旧事業実施体制の確立」に同じ)
- 3 災害復旧事業の立案・実施の方針
(第2編風水害対策編第3章第3節「3 災害復旧事業の立案・実施の方針」に同じ)
- 4 災害復旧事業の執行手続
(第2編風水害対策編第3章第3節「4 災害復旧事業の執行手続」に同じ)
- 5 被害状況調査及び集計の体制
(第2編風水害対策編第3章第3節「5 被害状況調査及び集計の体制」に同じ)
- 6 災害復旧事業の促進
(第2編風水害対策編第3章第3節「6 災害復旧事業の促進」に同じ)
- 7 災害復旧関係技術職員等の確保
(第2編風水害対策編第3章第3節「7 災害復旧関係技術職員等の確保」に同じ)
- 8 激甚災害指定の検討と推進
(第2編風水害対策編第3章第3節「8 激甚災害指定の検討と推進」に同じ)
- 9 災害復旧事業に係る財政支援
(第2編風水害対策編第3章第3節「9 災害復旧事業に係る財政支援」に同じ)
- 10 東北財務局山形財務事務所の措置
(第2編風水害対策編第3章第3節「10 東北財務局山形財務事務所の措置」に同じ)
- 11 住民及び関係団体等に対する情報提供
(第2編風水害対策編第3章第3節「11 住民及び関係団体等に対する情報提供」に同じ)

第4節 災害復興計画

1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第3章第4節「1 主な実施機関」に同じ)

2 災害復興計画フロー

(第2編風水害対策編第3章第4節「2 災害復興計画フロー」に同じ)

3 復興対策組織体制の整備

(第2編風水害対策編第3章第4節「3 復興対策組織体制の整備」に同じ)

4 復興基本方針の決定

(第2編風水害対策編第3章第4節「4 復興基本方針の決定」に同じ)

5 復興計画の策定

(第2編風水害対策編第3章第4節「5 復興計画の策定」に同じ)

6 復興事業の実施

(第2編風水害対策編第3章第4節「6 復興事業の実施」に同じ)

7 住民合意の形成

(第2編風水害対策編第3章第4節「7 住民合意の形成」に同じ)